

## 第3章 災害応急対策計画

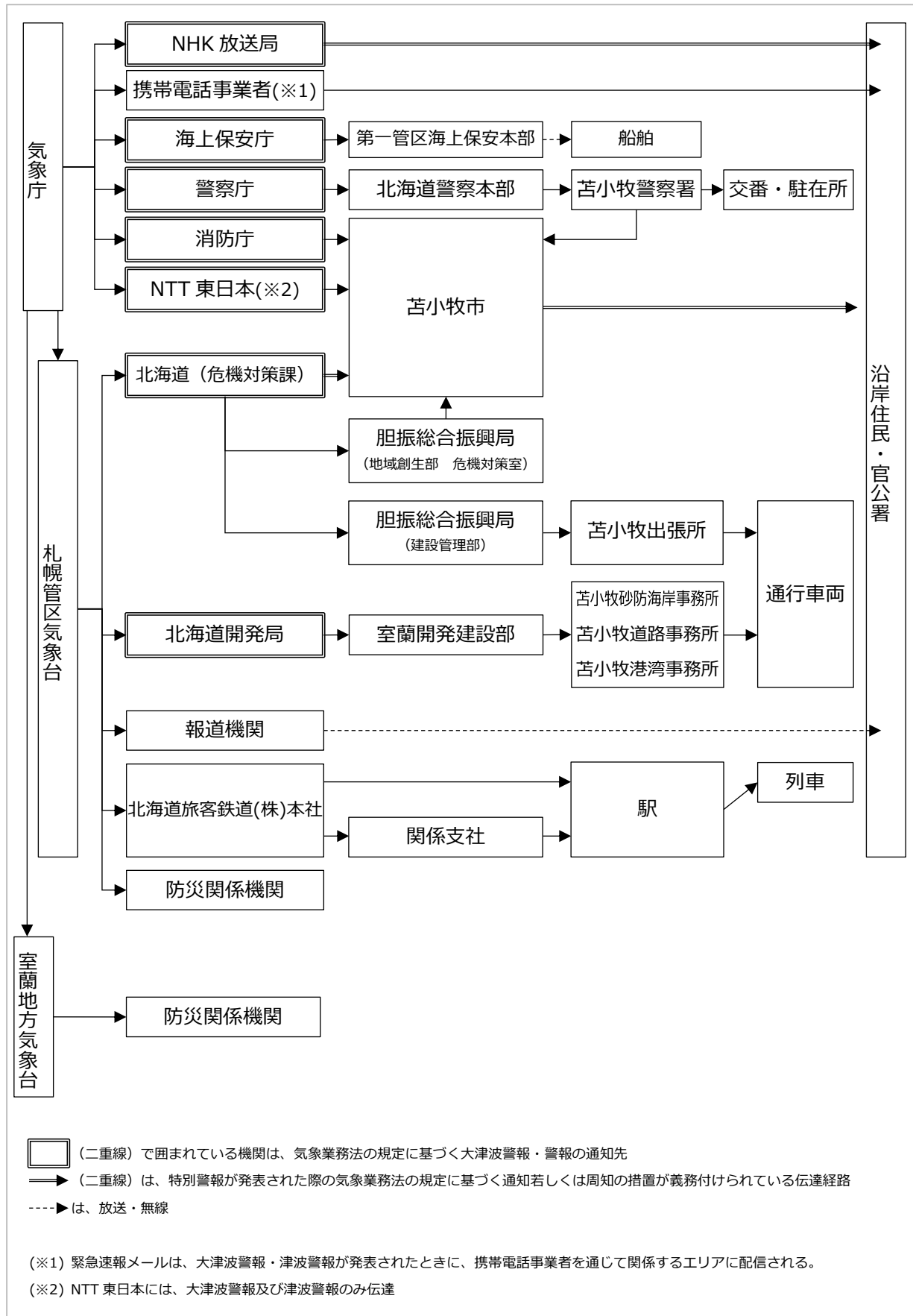
### 第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震や津波による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、震度階級等の区分に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。</li> <li>● 災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。</li> </ul>
担当	全部全班

#### 第1 地震・津波情報の収集・伝達

▶マニュアル編：Pマ-23

実施内容	
1	地震・津波情報の収集・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）、携帯電話、ワンセグ等を用いて気象庁が発表する次の地震・津波に関する情報を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報</li> <li>・ 津波に関する情報（大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ）</li> <li>・ 地震に関する情報（震度速報、震源に関する情報、震源・震度情報、推計震度分布図、遠地地震に関する情報、長周期地震動に関する観測情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、その他の情報）</li> </ul> </li> <li>● 緊急地震速報、津波警報等が伝達された場合は、防災行政無線等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 1 地震及び津波に関する情報</li> </ul> </li> </ul>
2	異常現象発見時の通報・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生するおそれがある異常な現象（頻発地震、異常音響、地変、異常潮位、異常波浪）を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。</li> <li>● 通報を受けた市長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。</li> </ul>

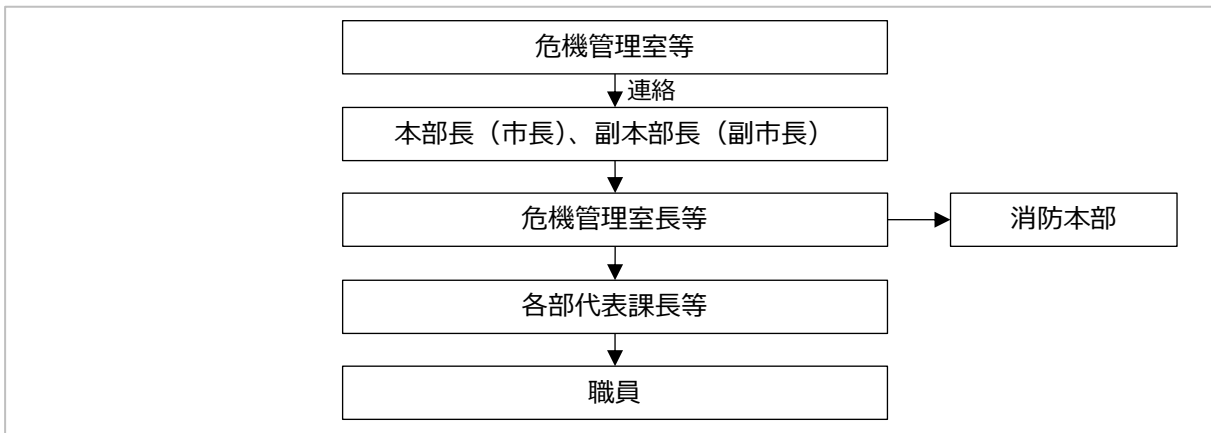


<津波警報等の伝達系統>

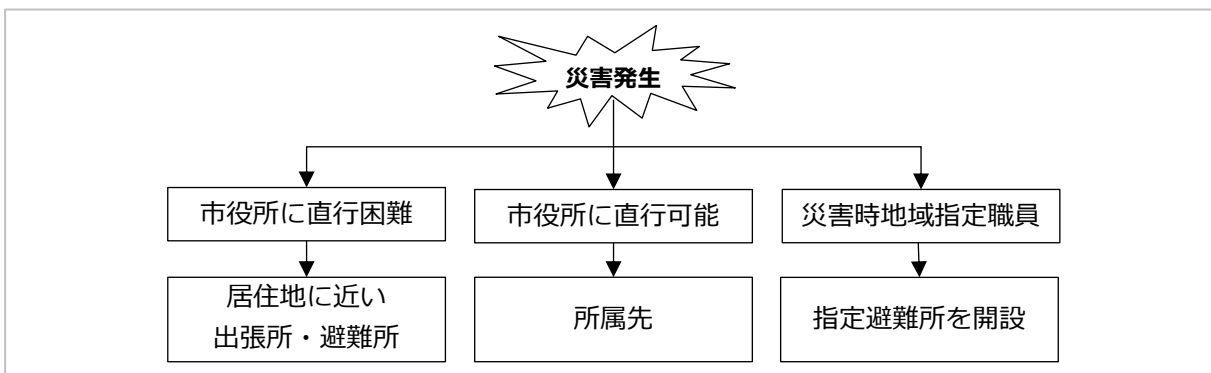
## 第2 職員の動員

▶マニュアル編：Pマ-24

実施内容
<b>1 勤務時間内の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震の震度階級や津波情報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。</li> <li>● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。</li> <li>● 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。</li> <li>● 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。</li> </ul>
<b>2 勤務時間外の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配備職員は、配備基準に応じて、自動参集する。</li> <li>● 配備職員は、原則、所属先に参集するが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い出張所・避難所に参集する。</li> <li>● 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒歩で参集する。</li> <li>● 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。</li> <li>● 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;4&gt;情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式</p>



<各部への動員指示の系統>



<勤務時間外の参集の流れ>

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震・津波災害時の活動体制の確立

＜地震・津波発生時の活動体制と配備基準＞

体制	配備	配備基準	活動内容	配備担当
本部設置前	情報連絡体制 注意配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域に震度4の地震が発生したとき</li> <li>○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき</li> <li>(○報道発表等市民へ情報提供が必要な場合)</li> <li>(○情報収集・巡回広報等が必要な場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・津波情報の伝達</li> <li>・津波の警戒</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 （総合政策部） （財政部）
	非常警戒本部体制 警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域に震度4以上の地震が発生し、局地的に軽微な物的被害が発生したとき</li> <li>○地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の伝達</li> <li>・災害の警戒</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部
本部設置後	災害対策本部体制 第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域に震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき</li> <li>○地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき</li> <li>○地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき</li> <li>○避難所開設を必要とする事態になったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・災害の警戒</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	各部
	災害対策本部体制 第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域に震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたとき</li> <li>○地震・津波により人的被害が発生したとき</li> <li>○地震により市内各所で被害が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・救出</li> <li>・応急医療救護</li> <li>・被災者救援</li> <li>・応急復旧</li> </ul>	全職員

### 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶マニュアル編：Pマ-26

実施内容	
1	情報連絡体制の確立
●	次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市域に震度4の地震が発生したとき</li><li>・津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき</li><li>・報道発表等市民へ情報提供が必要な場合</li><li>・情報収集・巡回広報等が必要な場合</li></ul>
2	情報連絡体制の活動内容
●	情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報連絡</li><li>・津波情報の伝達</li><li>・津波の警戒</li></ul>
●	配備職員は、次の組織から指名する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理室</li><li>・消防本部（署）</li><li>・都市建設部</li><li>・上下水道部</li><li>・総合政策部</li><li>・財政部</li></ul>
●	危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。
●	総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。
●	配備職員は、各勤務先で業務を行う。
●	配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。
3	情報連絡体制の廃止
●	次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき</li><li>・非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき</li></ul>

## 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-27

実施内容	
1 非常警戒本部の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。<ul style="list-style-type: none"><li>・市域に震度4以上の地震が発生し、局地的に軽微な物的被害が発生したとき</li><li>・地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき</li></ul></li><li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li><li>● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要な者を指名して対策に充てる。</li><li>● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。<ul style="list-style-type: none"><li>・第1位…副市長</li></ul></li></ul>
2 非常警戒本部の活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・災害の情報収集及び連絡</li><li>・道及び関係機関への被害状況の伝達</li><li>・市民等への災害情報の伝達</li><li>・警戒活動</li><li>・軽微な災害の応急復旧</li></ul></li><li>● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理室</li><li>・消防本部（署）</li><li>・都市建設部</li><li>・上下水道部</li><li>・総合政策部</li><li>・財政部</li><li>・危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</li></ul></li><li>● 総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</li><li>● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。</li><li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li></ul>
3 非常警戒本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none"><li>・予想された災害の危険が解消したと認められる場合</li><li>・市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき</li></ul></li></ul>

## 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-29

実施内容	
1	<p><b>本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報又は津波警報が発表されたとき</li> <li>・ 地震・津波により被害が発生したとき</li> <li>・ 地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき</li> <li>・ 避難所開設を必要とする事態になったとき</li> </ul> </li> <li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li> <li>● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、市消防庁舎、白鳥アリーナ（津波が予想される場合は使用しない）等に本部を移設する。</li> <li>● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1位…副市長</li> <li>・ 第2位…消防長</li> </ul> </li> <li>● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。</li> <li>・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。</li> <li>・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。</li> </ul> </li> </ul>
2	<p><b>現地災害対策本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。</li> <li>● 現地対策本部長は、本部長が指名した者とする。</li> <li>● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。</li> </ul>
3	<p><b>防災関係機関連絡室の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊</li> <li>・ 警察署</li> <li>・ 海上保安署</li> <li>・ 室蘭地方気象台</li> <li>・ 室蘭開発建設部</li> <li>・ 室蘭建設管理部</li> <li>・ ライフライン機関</li> <li>・ 港管理組合</li> <li>・ 医師会</li> <li>・ その他</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 本部の運営

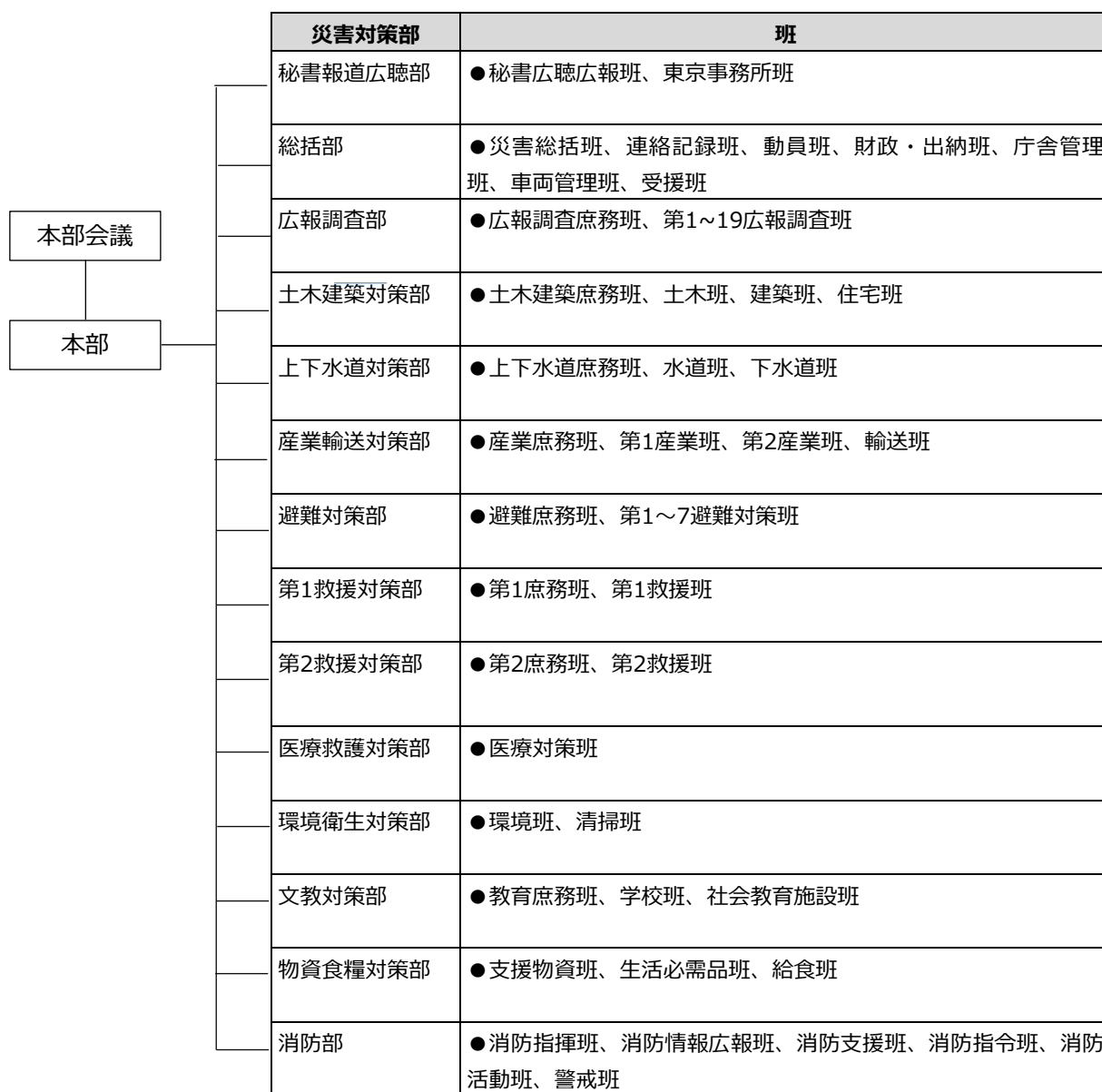
- 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。
- 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。
- 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。
  - ・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。
  - ・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。
  - ・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。
- 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。
  - ・ 市域に震度5弱の地震が発生したとき
  - ・ 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき
  - ・ 地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき
  - ・ 地震による土砂崩れ等に警戒を要するとき
  - ・ 避難所開設を必要とする事態になったとき
- 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。
  - ・ 市域に震度5強以上の地震が発生したとき
  - ・ 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたとき
  - ・ 地震・津波により人的被害が発生したとき
  - ・ 地震により市内各所で被害が発生したとき
- 被害状況によっては、各部・班から報告される情報を分析し、対策を講ずるために、必要に応じて情報分析チームを設置することができる。
- 災害時の業務について優先順位を検討し、人的配置を柔軟に行う。
- 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。

#### 5 本部・現地災害対策本部の廃止

- 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。
- 本部を設置又は廃止したときは、速やかに庁内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。

<本部の組織及び役割>

体制	役職	役割
本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、消防長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
災害対策部長	本部員のうちから本部長が指名	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班長	本部長が指名	災害対策本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、事務に従事する。



※●は各部の代表班とする

<本部の機構図>

＜本部会議の概要＞

本部会議の役割	○災害対策推進のための基本方針決定
本部会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長（市長） ○副本部長（副市長、消防長） ○教育長、監査委員 ○災害対策部長 ○上記を除く組織の長
事務局	○総括部災害総括班
協議事項	○災害応急対策の決定 ○被害予測・被災地の把握 ○中長期的な需給予測及び復旧目標の設定 ○業務の優先順位決定 ○応援の要請 ○配備の切り替え ○本部の廃止

## 第2節 火山災害時の活動体制の確立

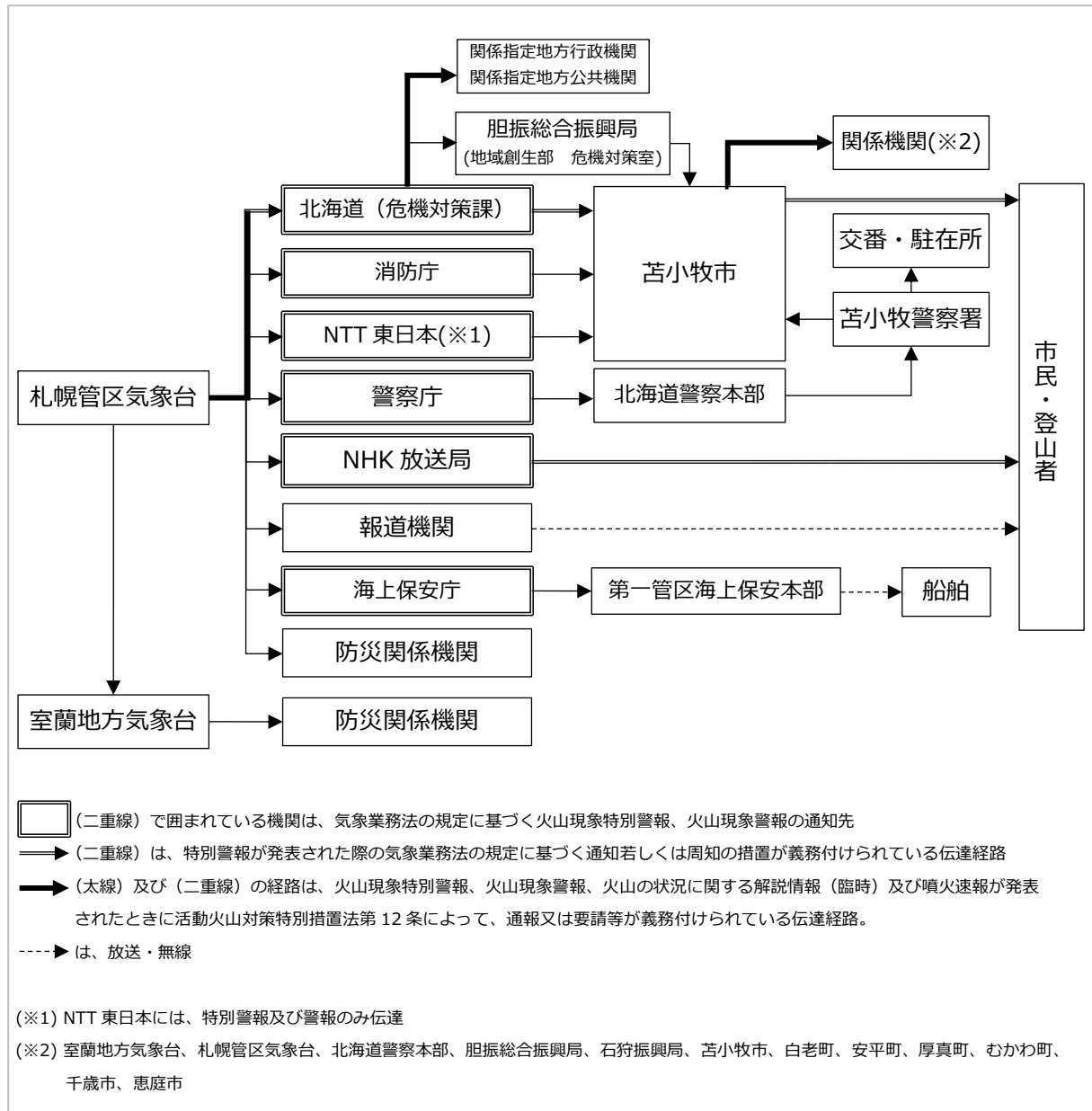
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火山の噴火による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、噴火警戒レベルの区分に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。</li> <li>● 災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。</li> </ul>
担当	全部全班

### 第1 火山情報の収集・伝達

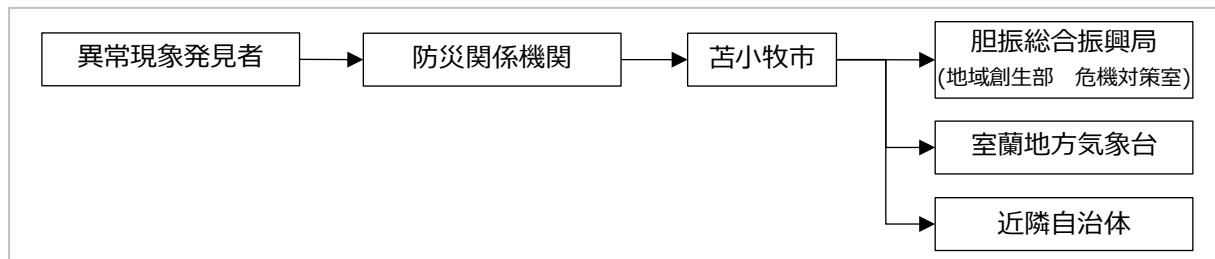
▶マニュアル編：Pマ-31

実施内容	
1	火山情報の収集・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樽前山に係る次の情報の発表状況等を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警報・噴火予報</li> <li>・ 噴火警戒レベル</li> <li>・ 噴火速報</li> <li>・ 火山の状況に関する解説情報</li> <li>・ 降灰予報</li> <li>・ 火山ガス予報</li> <li>・ その他の情報</li> </ul> </li> <li>● 噴火警報等は、札幌管区気象台から道に通報され、道は予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、市長に通報又は要請する。</li> <li>● 市は、道から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体に伝達する。 <p style="text-align: right;">▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 3 火山現象に関する情報</p> </li> </ul>
2	異常現象発見時の通報・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、登山者等が噴火の予兆と思われる異常現象を発見した場合は、その情報を市役所で把握する。</li> <li>● 市は、通報を受けた情報を札幌管区気象台、道、近隣市町に伝達する。</li> </ul>

第3章 災害応急対策計画  
 第2節 火山災害時の活動体制の確立



<火山現象特別警報、警報等の伝達系統>



<異常現象の伝達系統>

## 第2 職員の動員

▶マニュアル編：Pマ-32

実施内容	
1 勤務時間内の配備の伝達	<ul style="list-style-type: none"><li>● 樽前山に係る噴火警報・噴火予報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。</li><li>● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。</li><li>● 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。</li><li>● 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。</li></ul>
2 勤務時間外の配備の伝達	<ul style="list-style-type: none"><li>● 樽前山に係る噴火警報・噴火予報の発表等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。</li><li>● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。</li><li>● 配備職員は、原則、所属先に参集する。</li><li>● 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒歩で参集する。</li><li>● 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。</li><li>● 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。</li></ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式</p>

※各部への動員指示の系統、勤務時間外の参集の流れは第1節に準ずる。

第3章 災害応急対策計画  
第2節 火山災害時の活動体制の確立

＜火山災害時の活動体制と配備基準＞

体制	配備	配備基準	活動内容	配備担当	
本部設置前	情報連絡体制 注意配備	○噴火警戒レベル1（異常現象発生期）が発表 （○報道発表等市民へ情報提供が必要な場合） （○情報収集、巡回広報等が必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・異常現象の発見通報への対応</li> <li>・協議会連絡本部設置、情報収集</li> <li>・ヒュッテ等関係者、関係機関への連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・登山者・観光施設へ広報</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 （総合政策部） （財政部）	
	非常警戒本部体制 警戒配備	○噴火警戒レベル2（小規模噴火前兆期）が発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・山頂部の登山規制</li> <li>・山腹への入山規制</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・登山者、観光施設へ広報</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部	
本部設置後	災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表</li> <li>○噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4） （小規模噴火拡大期）が発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・山頂部の登山規制</li> <li>・山腹への入山規制</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・被害記録の作成</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・登山者、観光施設へ広報</li> <li>・避難広報</li> <li>・避難所開設と運営</li> <li>・応急復旧</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> </ul>	各部
		第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○噴火警戒レベル3（積雪期：レベル5） （中規模噴火前兆期、噴火期）が発表</li> <li>○噴火警戒レベル4（積雪期：レベル5） （中規模噴火拡大期）が発表</li> <li>○噴火警戒レベル5 （大規模噴火前兆期、噴火期）が発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・被災者の救出</li> <li>・被害記録の作成</li> <li>・応急医療救援</li> <li>・市民、マスコミ対応</li> <li>・降灰、降雨状況に応じた広域避難の準備</li> <li>・降雨時警戒避難</li> <li>・避難広報</li> <li>・避難所開設と運営</li> <li>・応急復旧</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> <li>・被災者避難者支援</li> </ul>	全職員

### 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶マニュアル編：Pマ-33

実施内容	
1	情報連絡体制の確立
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警戒レベル1（異常現象発生期）が発表された場合</li> <li>・ 報道発表等市民へ情報提供が必要な場合</li> <li>・ 情報収集・巡回広報等が必要な場合</li> </ul> </li> </ul>
2	情報連絡体制の活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報連絡</li> <li>・ 津波情報の伝達</li> <li>・ 津波の警戒・情報連絡</li> <li>・ 異常現象の発見通報への対応</li> <li>・ 樽前山火山防災協議会連絡本部設置、情報収集</li> <li>・ ヒュッテ等関係者、関係機関への連絡</li> <li>・ 被害状況の把握</li> <li>・ 市民からの問合せ対応</li> <li>・ マスコミ対応</li> <li>・ 登山者・観光施設へ広報</li> </ul> </li> <li>● 配備職員は、次の組織から指名する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理室</li> <li>・ 消防本部（署）</li> <li>・ 都市建設部</li> <li>・ 上下水道部</li> <li>・ 総合政策部</li> <li>・ 財政部</li> </ul> </li> <li>● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</li> <li>● 総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</li> <li>● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。</li> <li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li> </ul>
3	情報連絡体制の廃止
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき</li> <li>・ 非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul> </li> </ul>

## 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-34

実施内容
<b>1 非常警戒本部の設置</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 噴火警戒レベル2（小規模噴火前兆期）が発表されたとき、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。</li><li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li><li>● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要な者を指名して対策に充てる。</li><li>● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。<ul style="list-style-type: none"><li>・第1位…副市長</li></ul></li></ul>
<b>2 非常警戒本部の活動内容</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・情報連絡</li><li>・山頂部の登山規制</li><li>・山腹への入山規制</li><li>・被害状況の把握</li><li>・市民からの問合せ対応</li><li>・マスコミ対応</li><li>・登山者、観光施設へ広報</li></ul></li><li>● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理室</li><li>・消防本部（署）</li><li>・都市建設部</li><li>・上下水道部</li><li>・総合政策部</li><li>・財政部</li></ul></li><li>● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</li><li>● 総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</li><li>● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。</li><li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li></ul>
<b>3 非常警戒本部の廃止</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none"><li>・予想された災害の危険が解消したと認められる場合</li><li>・市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき</li></ul></li></ul>

## 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-36

実施内容	
1	<p><b>本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表</li> <li>・ 噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4）（小規模噴火拡大期）が発表</li> </ul> </li> <li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li> <li>● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、市消防庁舎、白鳥アリーナ等に本部を移設する。</li> <li>● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1位…副市長</li> <li>・ 第2位…消防長</li> </ul> </li> <li>● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。</li> <li>・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。</li> <li>・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。</li> </ul> </li> </ul>
2	<p><b>現地災害対策本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。</li> <li>● 現地対策本部長は、本部長が指名した者とする。</li> <li>● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。</li> </ul>
3	<p><b>防災関係機関連絡室の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊</li> <li>・ 警察署</li> <li>・ 海上保安署</li> <li>・ 室蘭地方気象台</li> <li>・ 室蘭開発建設部</li> <li>・ 室蘭建設管理部</li> <li>・ ライフライン機関</li> <li>・ 港管理組合</li> <li>・ 医師会</li> <li>・ その他（樽前火山防災協議会構成市町等）</li> </ul> </li> </ul>

<b>4 本部の運営</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。</li><li>● 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。</li><li>● 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。</li><li>・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。</li><li>・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。</li></ul></li><li>● 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 噴火警戒レベル2（小規模噴火期）が発表</li><li>・ 噴火警戒レベル3（積雪期：レベル4）（小規模噴火拡大期）が発表</li></ul></li><li>● 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 噴火警戒レベル3（積雪期：レベル5）（中規模噴火前兆期、噴火期）が発表</li><li>・ 噴火警戒レベル4（積雪期：レベル5）（中規模噴火拡大期）が発表</li><li>・ 噴火警戒レベル5（大規模噴火前兆期、噴火期）が発表</li></ul></li><li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li></ul>
<b>5 本部・現地災害対策本部の廃止</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。</li><li>● 本部を設置又は廃止したときは、速やかに庁内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。</li></ul>

※本部の組織及び役割、本部の機構図、本部会議の概要は第1節に準ずる。

## 第3節 風水害時等の活動体制の確立

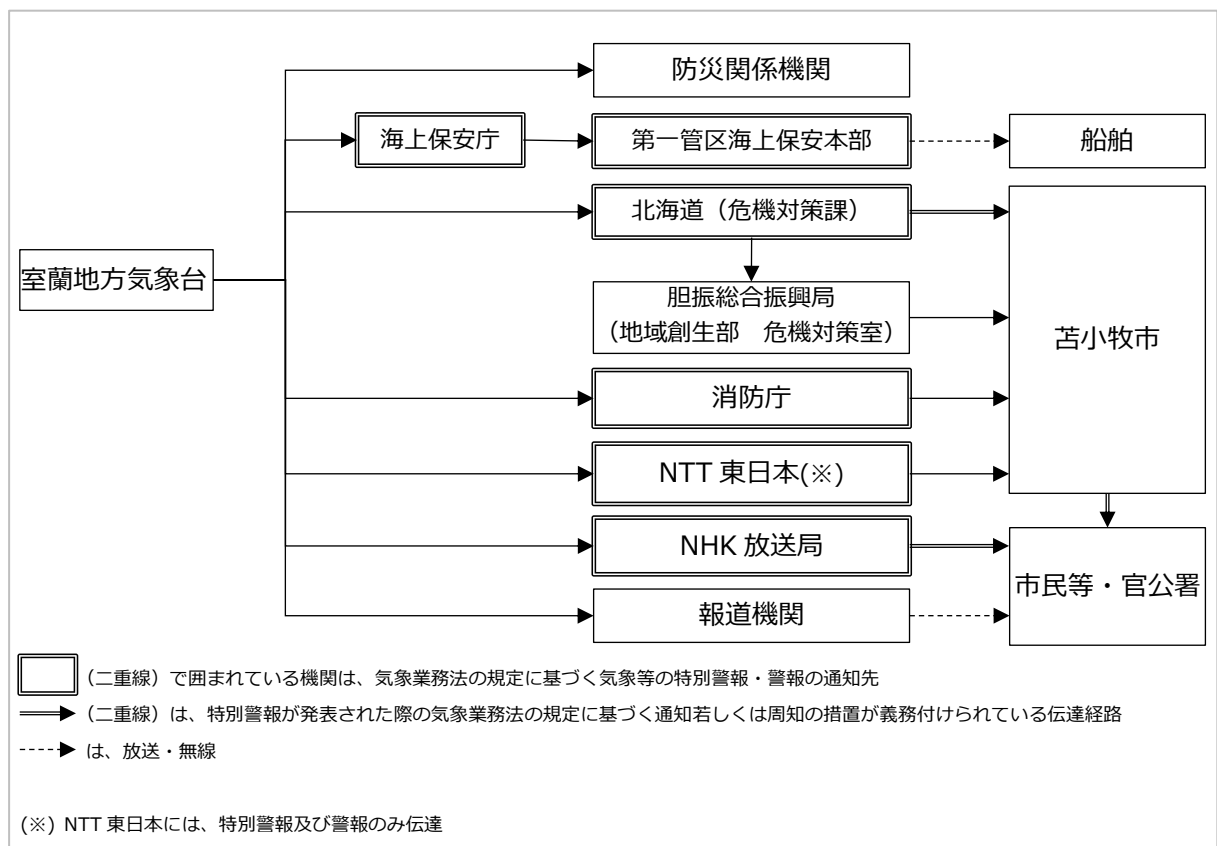
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 風水害や大規模事故による災害が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがある場合、事態の推移に応じた必要な災害応急活動体制を確立し、応急活動を実施する。</li> <li>● 災害発生時における活動体制については、「苫小牧市職員災害対応マニュアル」に従い確立する。</li> </ul>
担当	全部全班

### 第1 気象情報等の収集・伝達

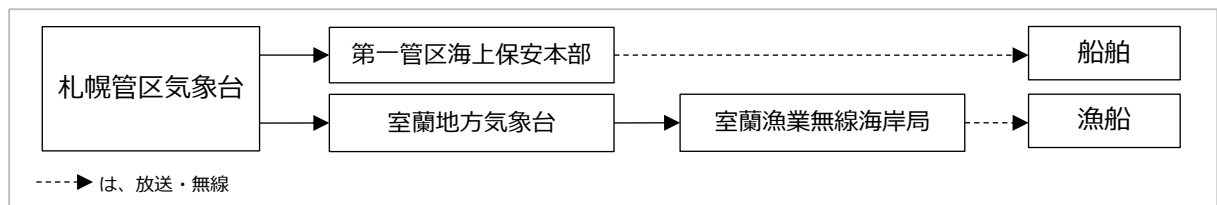
▶マニュアル編：Pマ-38

実施内容	
1	気象情報等の収集・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内及び近隣市町に係る次の情報の発表状況等を把握するとともに、北海道防災情報システム等により雨量や河川水位の観測情報等を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別警報、警報、注意報</li> <li>・ 海上警報</li> <li>・ 水防活動用気象等警報及び注意報</li> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ 水防警報</li> <li>・ 水位情報</li> <li>・ 火災気象通報</li> <li>・ その他気象情報（記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等）</li> </ul> </li> <li>● 気象予報等は、室蘭地方気象台、胆振総合振興局等から発表される。</li> <li>● 市は、通知を受けた場合、直ちに市民及び所在の官公署への周知の措置を講ずる。</li> </ul>
2	大規模事故災害に関する情報の収集・伝達
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市は、次の大規模事故災害に関する情報収集に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上災害（海難事故、流出油等事故）</li> <li>・ 航空災害</li> <li>・ 鉄道災害</li> <li>・ 道路災害</li> <li>・ 危険物等災害</li> <li>・ 大規模な火事災害</li> <li>・ 林野火災</li> <li>・ 大規模停電災害</li> <li>・ その他、多数の避難が必要とされる事故</li> </ul> </li> <li>● 把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。</li> <li>● 火災・災害等即報要領の「即報基準」に該当する火災・災害等のうち「直接即報基準」に該当するものについては、その第1報を消防庁にも報告する。</li> </ul>

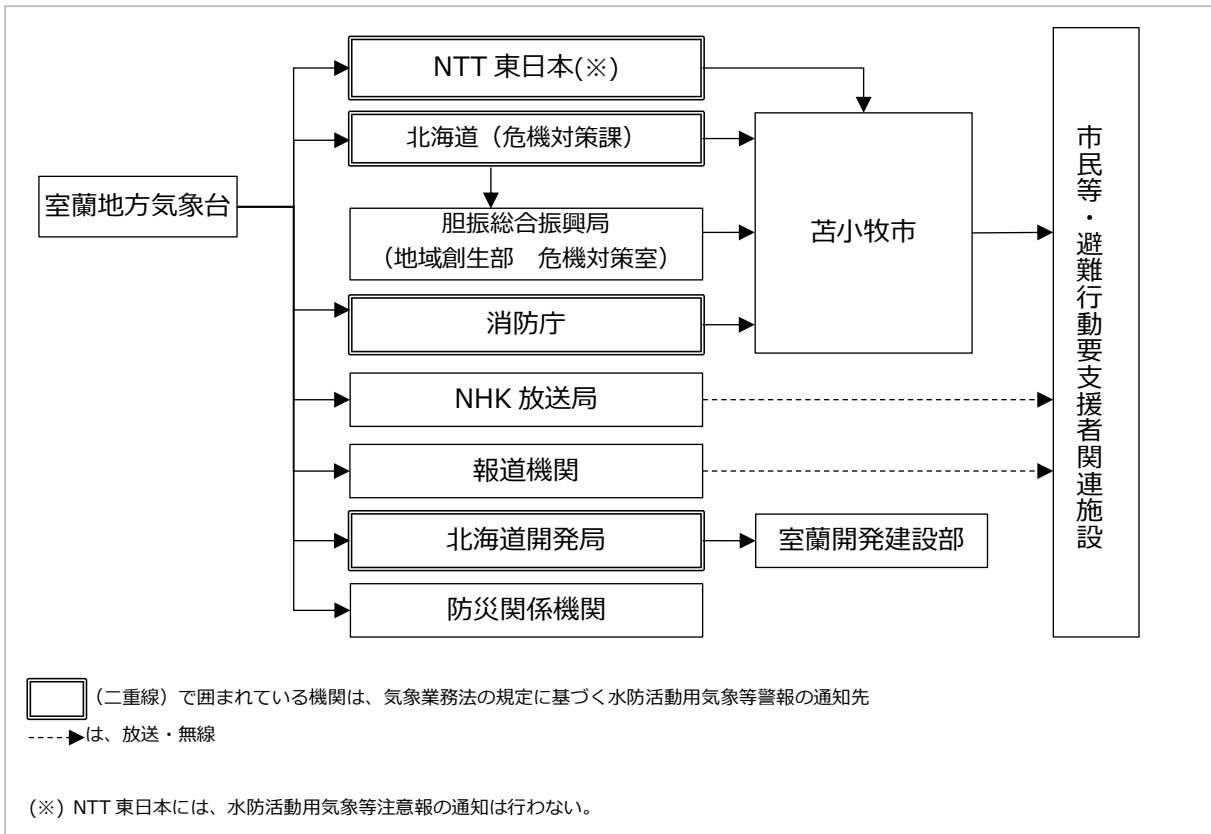
- (林野火災の場合)
- 林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区気象台が、発表及び終了の通報を行う。伝達系統は、＜火災気象通報の伝達＞に準ずる。
  - 発災時は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。
    - ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 2 気象に関する情報
    - ▶資料編：＜8＞民間協力関係 3 苫小牧地区林野火災予消防対策協議会構成機関
- 3 異常現象発見時の通報・伝達**
- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
  - 異常現象に関する通報を受けた場合、室蘭地方気象台に通報するとともに、関係機関に伝達する。



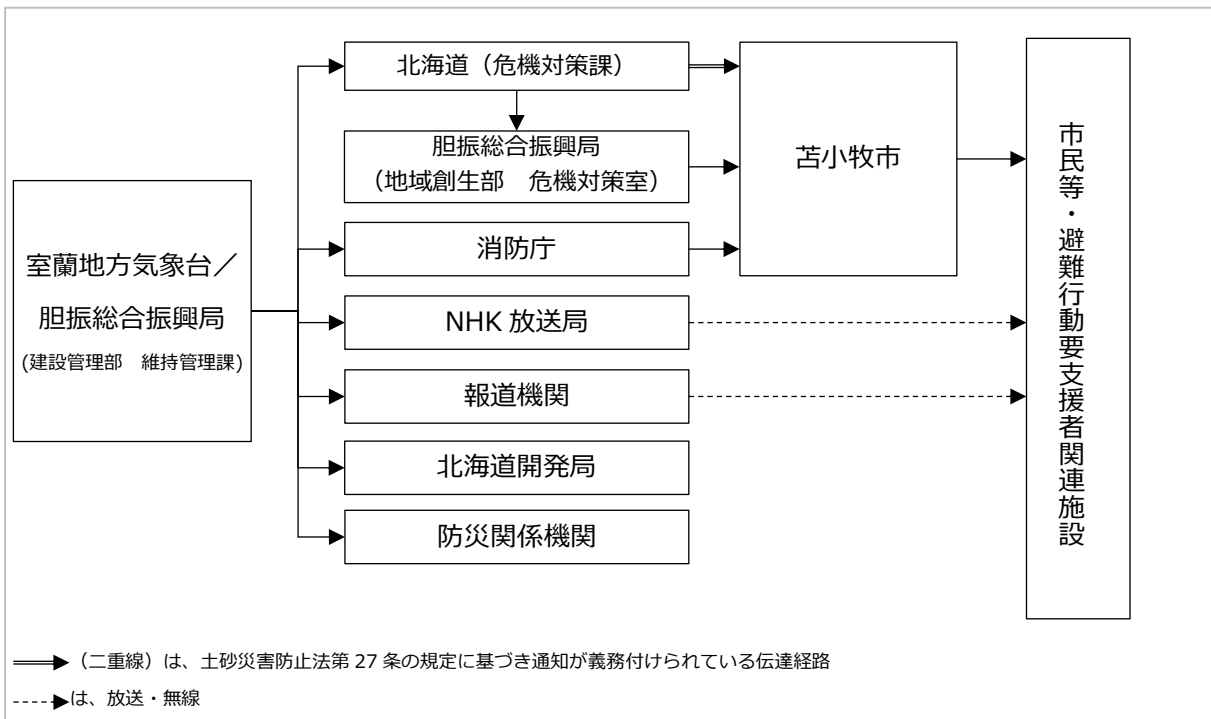
＜気象予報等の伝達系統＞



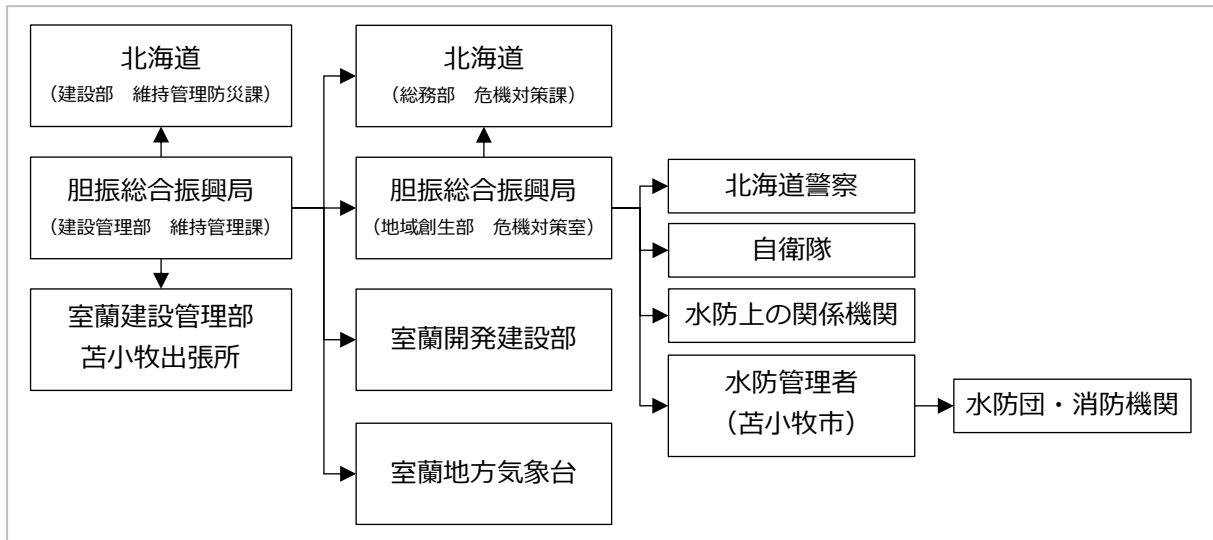
＜海上警報の伝達系統＞



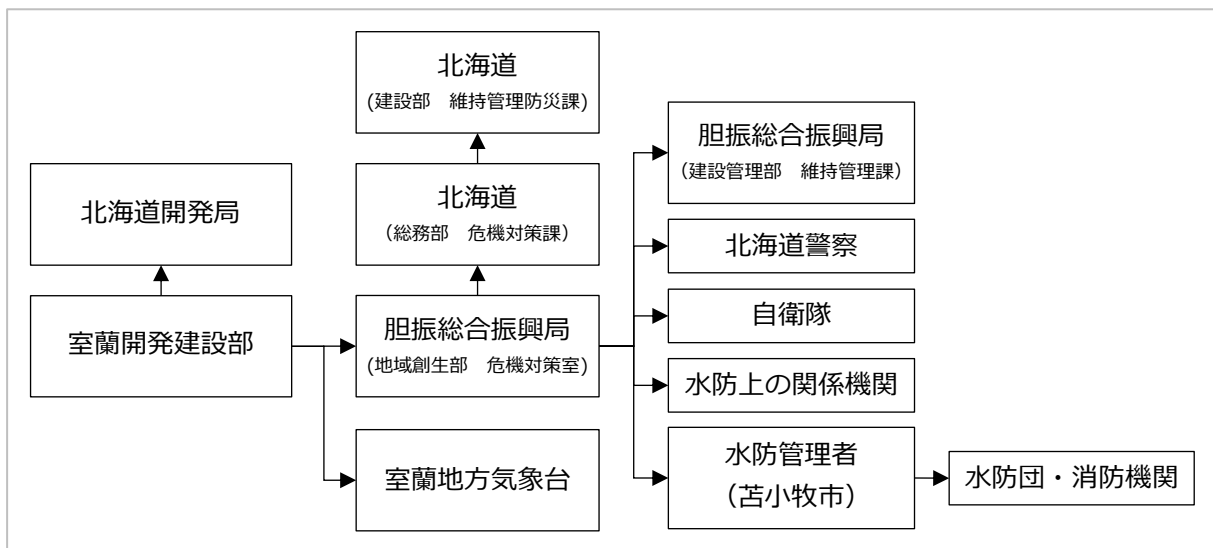
<水防活動用気象等警報及び注意報の伝達系統>



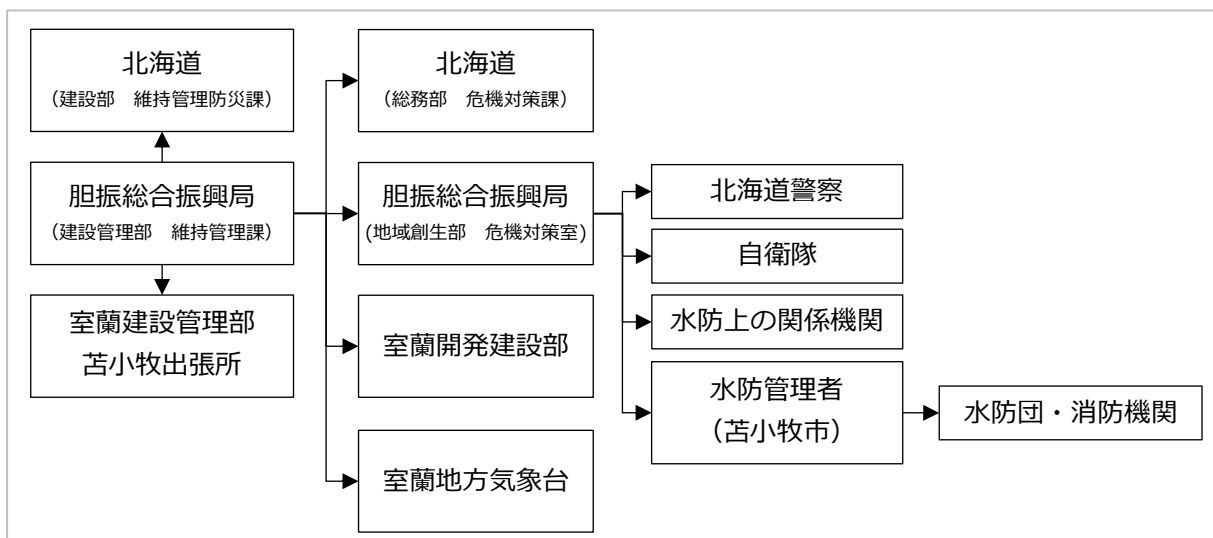
<土砂災害警戒情報の伝達系統>



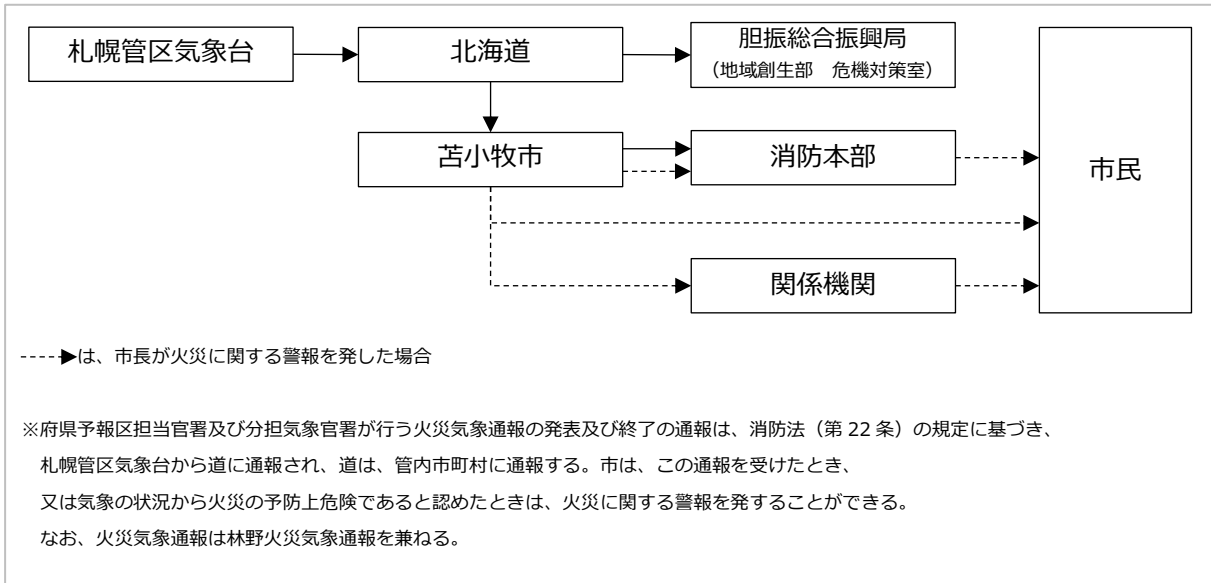
<河川に関する道が行う水防警報の伝達系統>



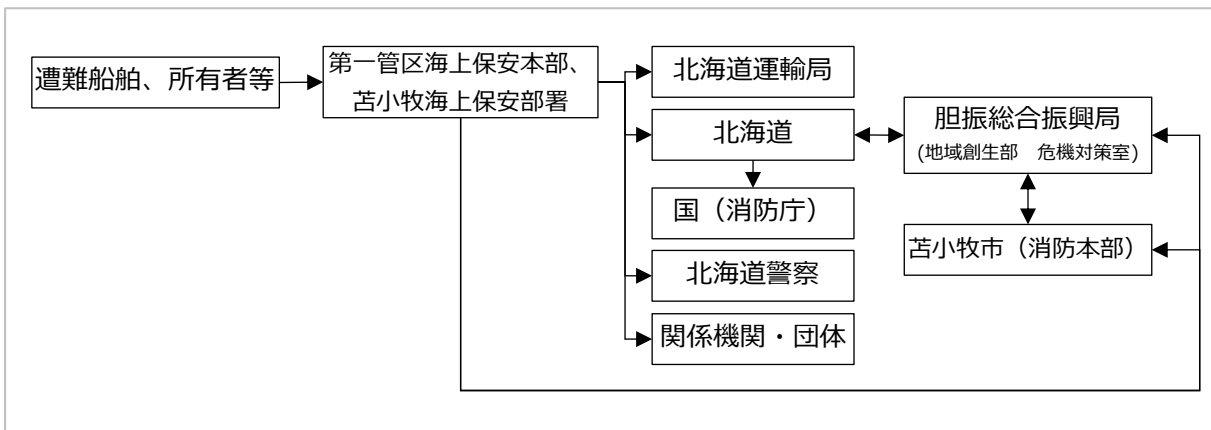
<海岸に関する国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統>



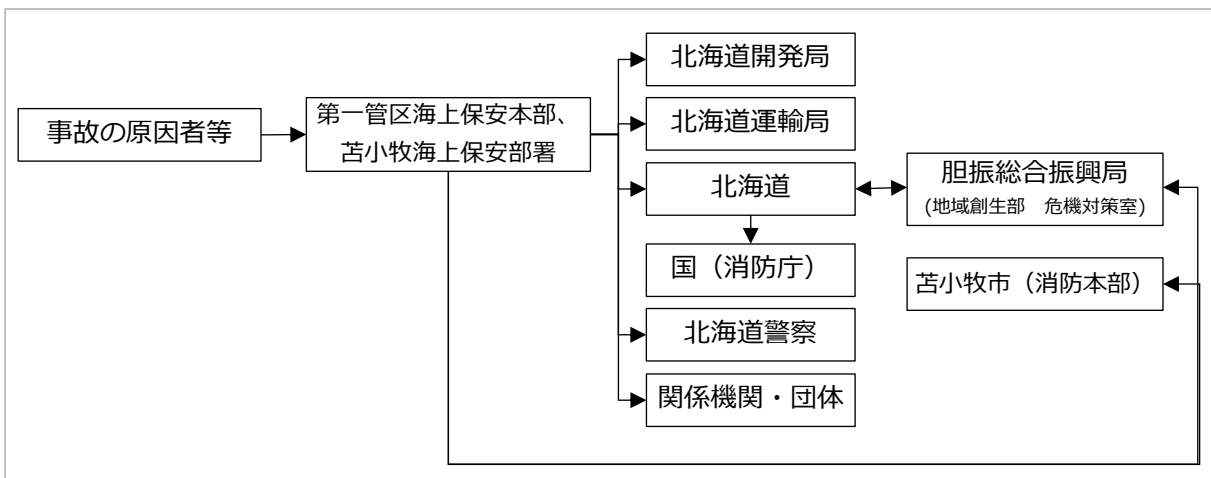
<水位情報の伝達系統>



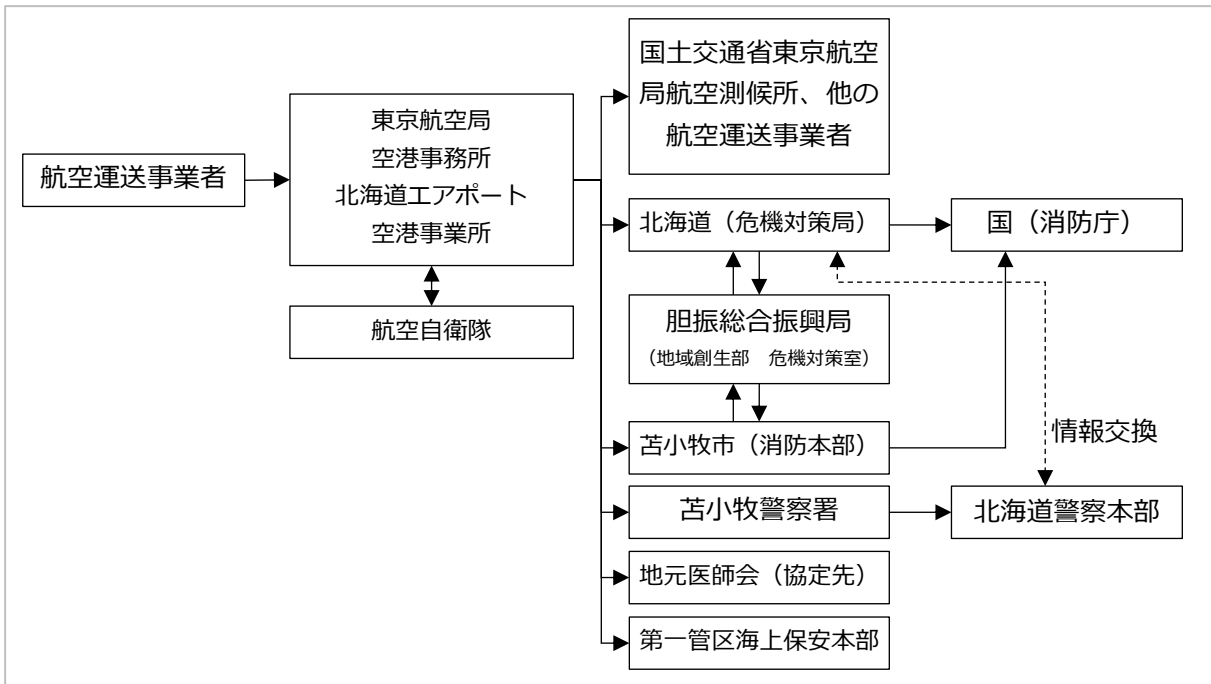
<火災気象通報の伝達>



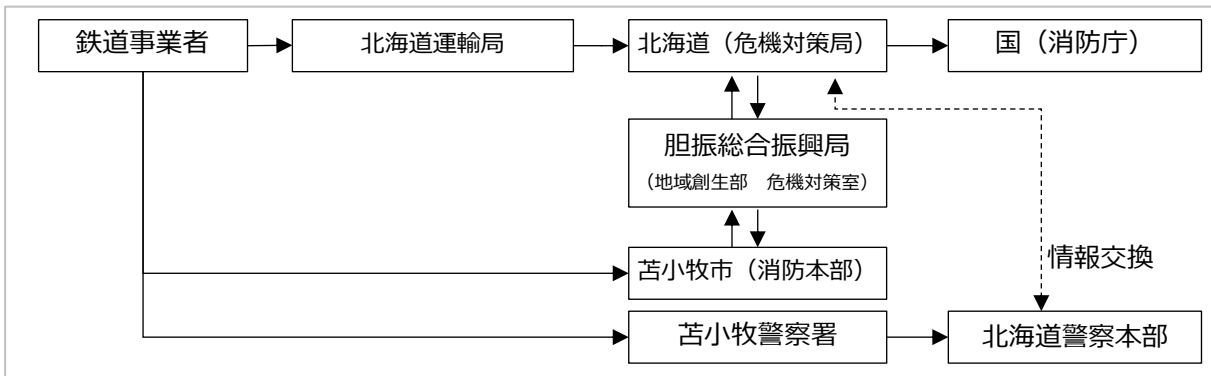
<海上災害（海難事故）に関する情報の伝達系統>



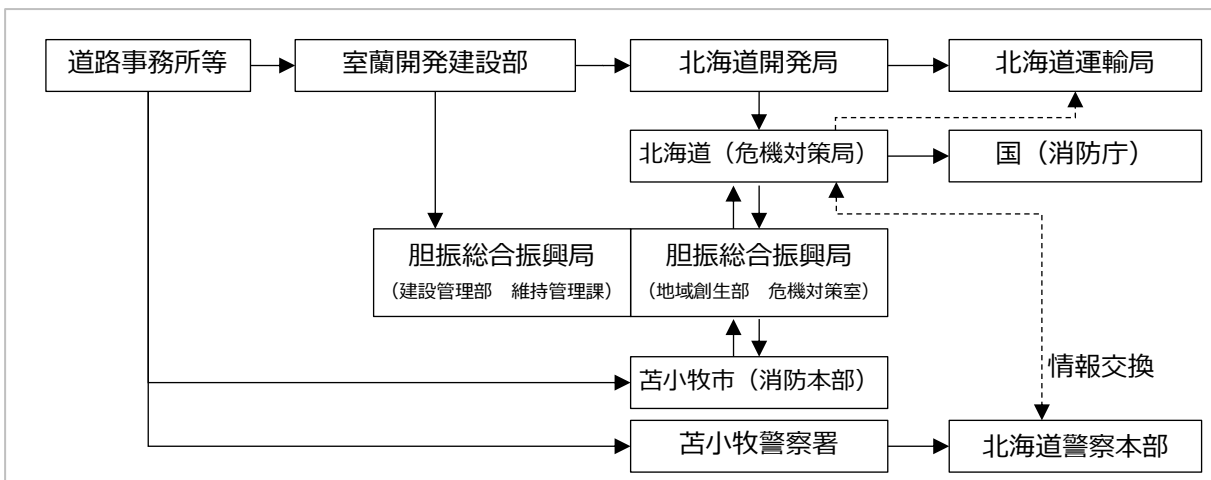
<海上災害（流出油等事故）に関する情報の伝達系統>



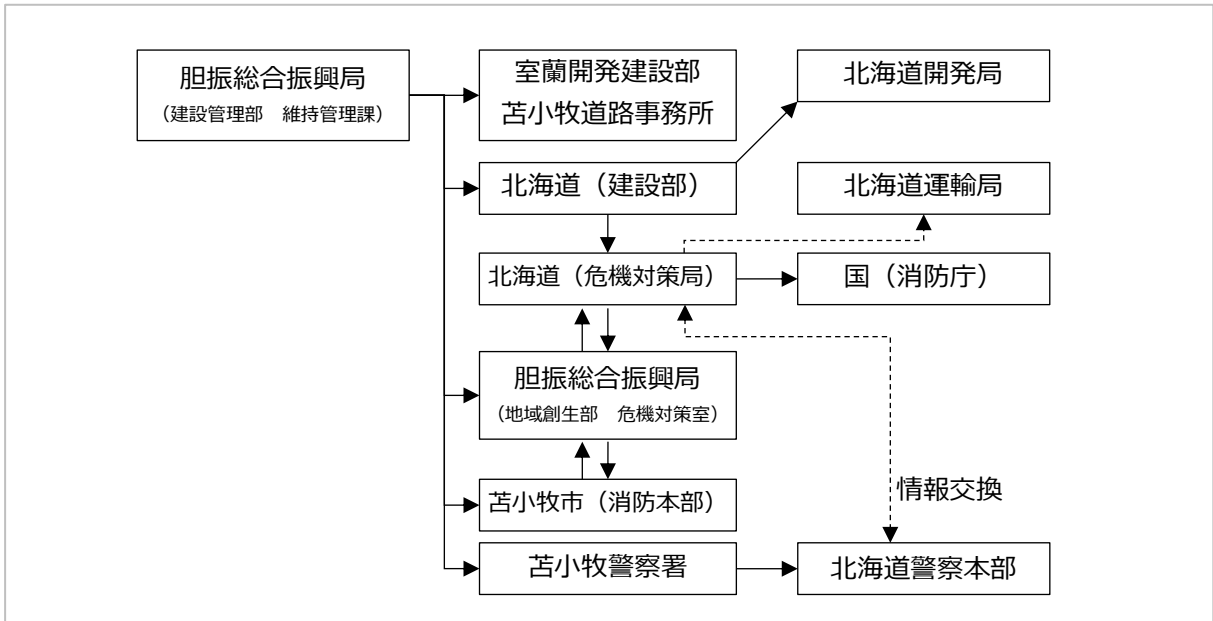
<航空災害（新千歳空港区域内又は空港区域周辺の場合）に関する情報の伝達系統>



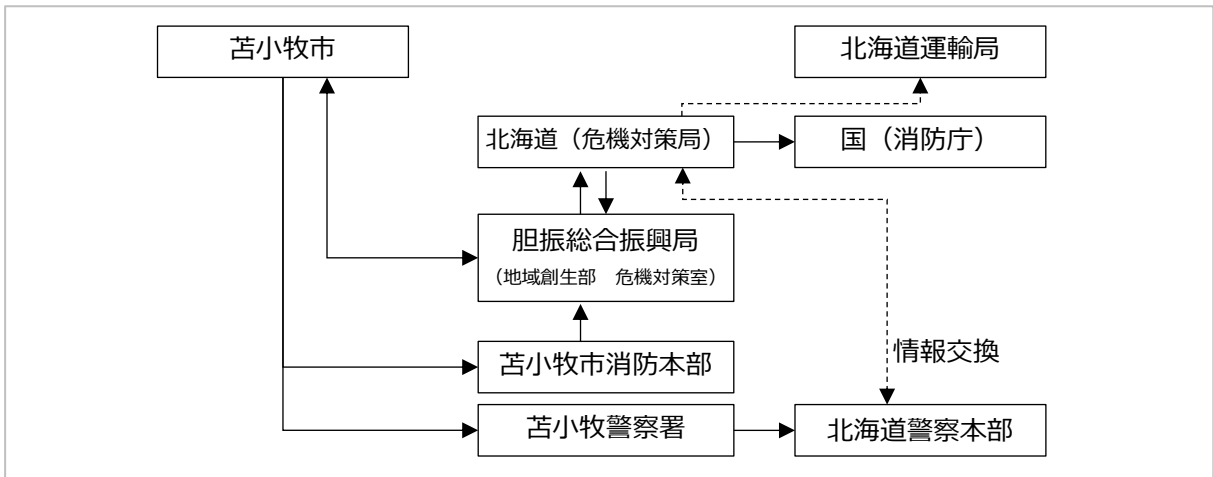
<鉄道災害に関する情報の伝達系統>



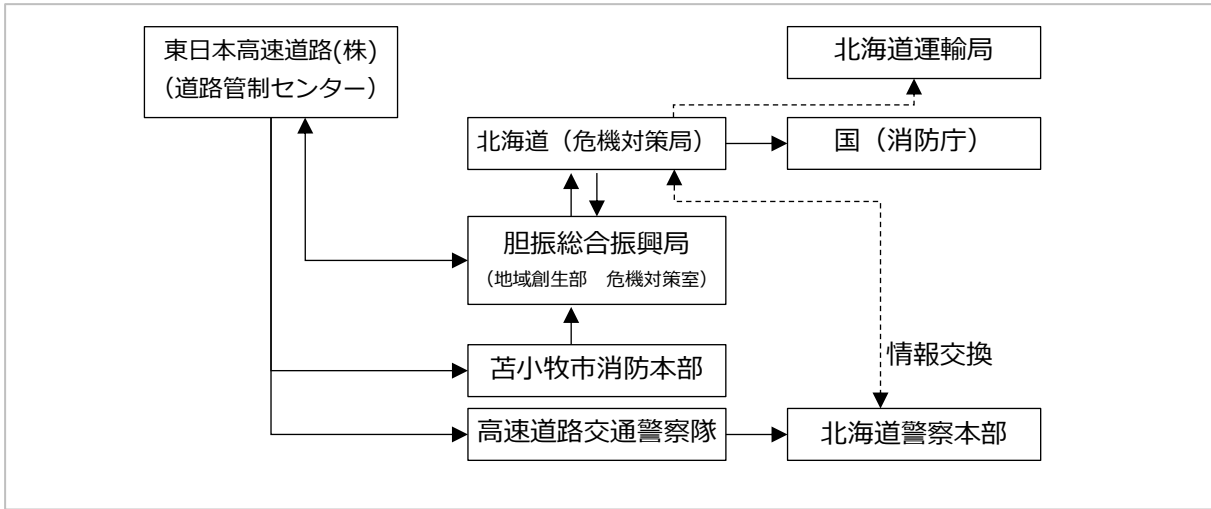
<道路災害に関する情報の伝達系統（国の管理する道路の場合）>



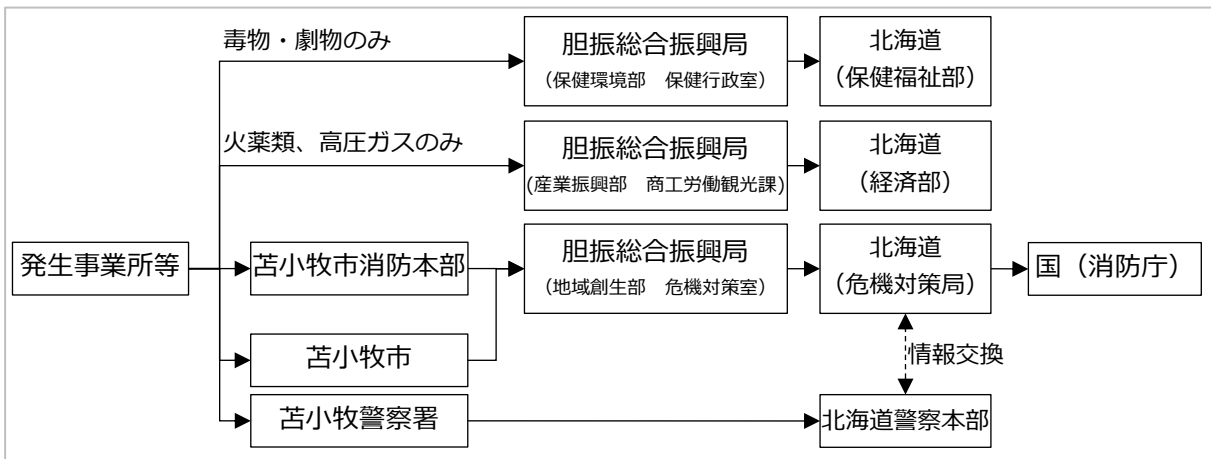
<道路災害に関する情報の伝達系統（道の管理する道路の場合）>



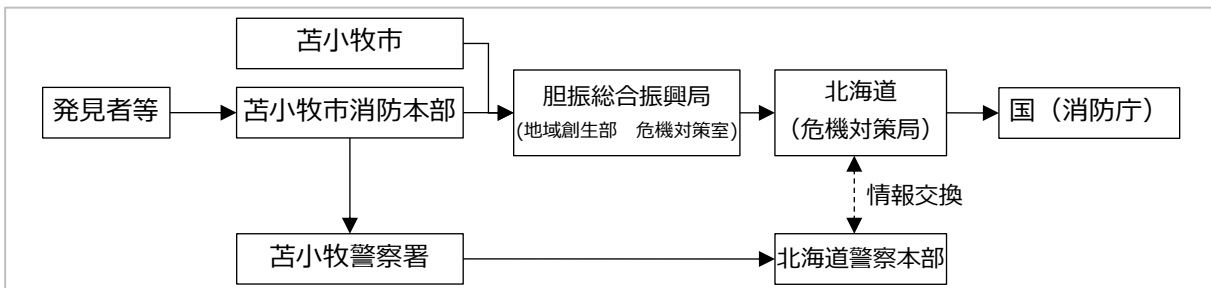
<道路災害に関する情報の伝達系統（市の管理する道路の場合）>



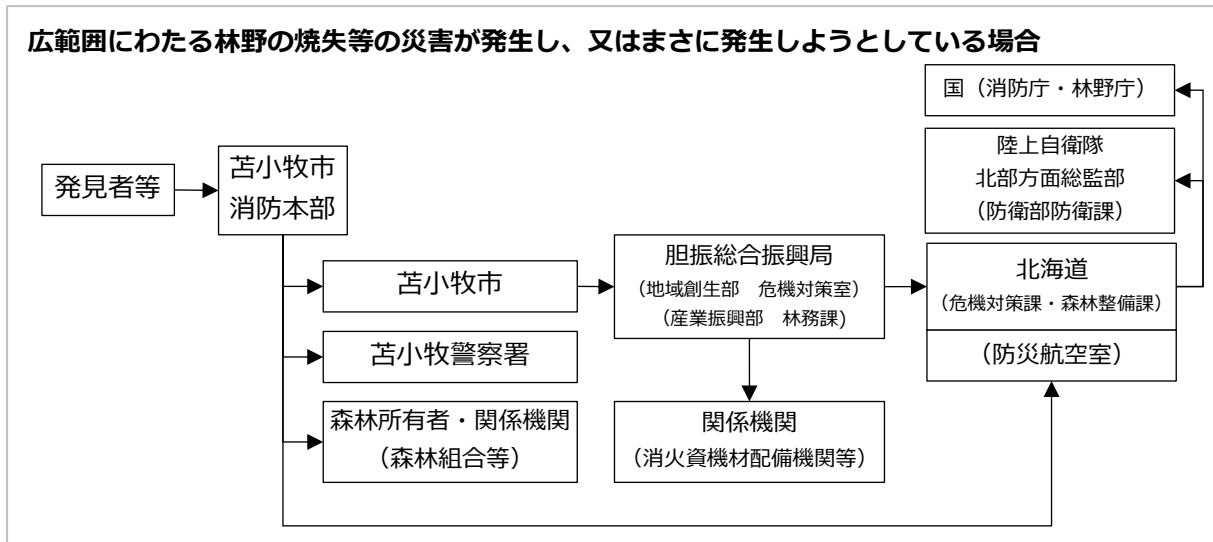
<道路災害に関する情報の伝達系統（高速道路の場合）>



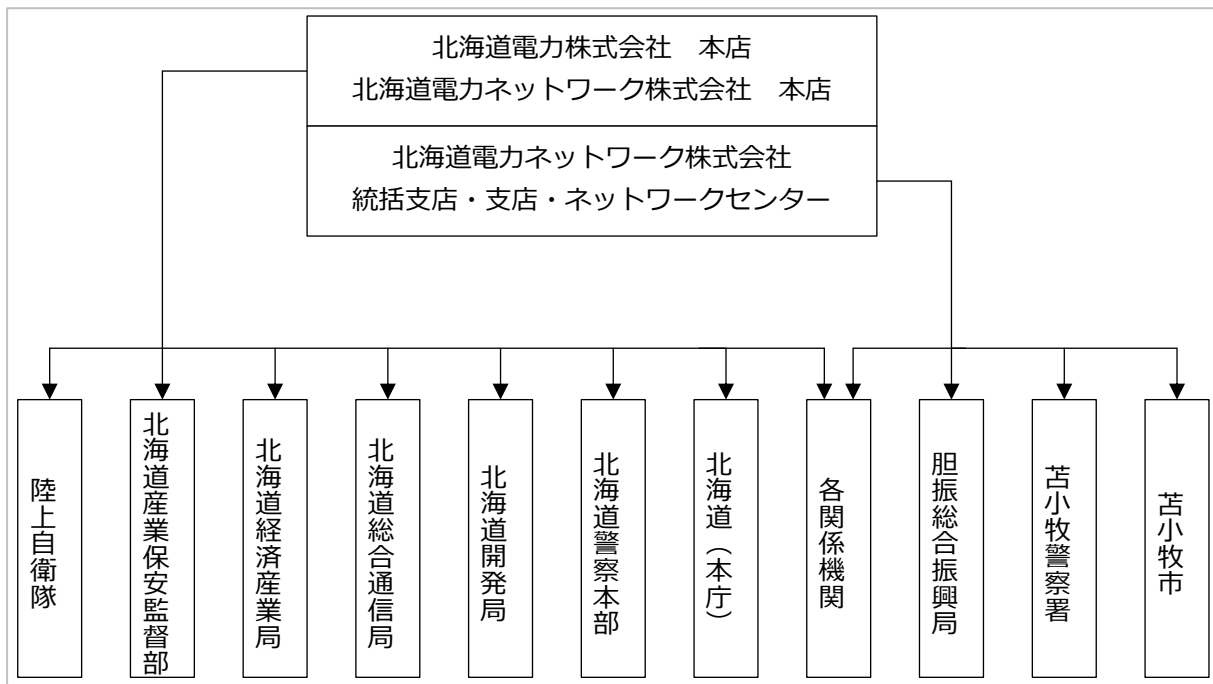
<危険物等災害に関する情報の伝達系統>



<大規模な火事災害に関する情報の伝達系統>



<林野火災に関する情報の伝達系統>



<大規模停電災害に関する情報の伝達系統>

## 第2 職員の動員

▶マニュアル編：Pマ-40

<b>1 勤務時間内の配備の伝達</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 気象情報や被害状況等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。</li><li>● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。</li><li>● 配備職員は、速やかに所定の場所で勤務する。</li><li>● 配備職員以外の職員は、各種情報や市の活動状況等に留意し、緊急招集に備える。</li></ul>
<b>2 勤務時間外の配備の伝達</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 気象情報や被害状況等に従い、配備基準に基づき職員を動員する。</li><li>● 防災担当者は、各部への動員指示の系統に従い、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する。</li><li>● 配備職員は、原則、所属先に参集する。</li><li>● 災害の状況によって、道路の渋滞が予想される場合は、原則、徒歩で参集する。</li><li>● 参集時は、被害の状況、火災の発生状況等に応じ、安全に留意してルート選択を行う。</li><li>● 参集途中は、被害状況等の情報を収集する。</li></ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式</p>

※各部への動員指示の系統、勤務時間外の参集の流れは第1節に準ずる。

<風水害時の活動体制と配備基準>

体制	配備	配備基準	活動内容	配備担当	
本部設置前	情報連絡体制	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報（大雨、高潮、洪水、大雪等）が発表された場合</li> <li>○降雨、風雪、大雪等の状況により注意が必要な場合（○報道発表等、市民へ情報提供が必要な場合）</li> <li>（○情報収集、巡回広報等が必要な場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・河川、がけ地の警戒（待機）</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 （総合政策部） （財政部）
	非常警戒本部位制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川・がけ地の警戒又は水防活動が必要な場合</li> <li>○局地的浸水、がけ崩れが発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・地域の警戒</li> <li>・水防活動</li> <li>・河川・がけ地の警戒</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul>	危機管理室 消防本部（署） 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部
本部設置後	災害対策本部位制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合</li> <li>○土砂災害の前兆現象が発見された場合</li> <li>○浸水・がけ崩れが発生した場合</li> <li>○局地的な被害の発生があった場合</li> <li>○交通災害・ガス爆発等事故の発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・被害記録の作成</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・災害地への警戒</li> <li>・水防活動</li> <li>・避難広報</li> <li>・避難所開設と運営</li> <li>・道路等施設の応急復旧</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> </ul>	各部
		第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合</li> <li>○土砂災害が発生</li> <li>○人的被害が発生</li> <li>○道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生</li> <li>○広範囲にわたる災害発生があった場合</li> <li>○油、海難事故等重大な事故が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡</li> <li>・被害状況の把握</li> <li>・被災者の救出</li> <li>・応急医療救援</li> <li>・災害地への警戒</li> <li>・水防活動</li> <li>・市民からの問合せ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> <li>・避難広報</li> <li>・避難所開設と運営</li> <li>・道路等施設の応急復旧</li> <li>・要配慮者の安全確保</li> <li>・被災者避難者救援</li> </ul>	全職員

### 第3 情報連絡体制の確立・活動・廃止

▶マニュアル編：Pマ-41

実施内容
<b>1 情報連絡体制の確立</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を確立する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気象警報（大雨、高潮、洪水、大雪等）が発表された場合</li><li>・ 降雨、風雪、大雪等の状況により注意が必要な場合</li><li>・ 報道発表等市民へ情報提供が必要な場合</li><li>・ 情報収集・巡回広報等が必要な場合</li></ul></li></ul>
<b>2 情報連絡体制の活動内容</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 情報連絡体制を確立した場合、主な活動内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報連絡</li><li>・ 被害状況の把握</li><li>・ 河川、がけ地の警戒（待機）</li><li>・ 市民からの問合せ対応</li><li>・ マスコミ対応</li></ul></li><li>● 配備職員は、次の組織から指名する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 危機管理室</li><li>・ 消防本部（署）</li><li>・ 都市建設部</li><li>・ 上下水道部</li><li>・ 総合政策部</li><li>・ 財政部</li></ul></li><li>● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</li><li>● 総合政策部、財政部は、必要に応じて、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</li><li>● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。</li><li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li></ul>
<b>3 情報連絡体制の廃止</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するとき、情報連絡体制を廃止する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報収集の結果、市内に災害が発生するおそれが解消したとき</li><li>・ 非常警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき</li></ul></li></ul>

## 第4 非常警戒本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-42

実施内容	
1	<p><b>非常警戒本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、非常警戒本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川・がけ地の警戒又は水防活動が必要な場合</li> <li>・ 局地的浸水、がけ崩れが発生した場合</li> </ul> </li> <li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li> <li>● 組織及び役割は、本部の組織に準じ、必要な者を指名して対策に充てる。</li> <li>● 非常警戒本部の組織及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1位…副市長</li> </ul> </li> <li>● 水防法に基づく水防本部体制は、非常警戒本部体制とみなし、実際に水害が発生したとき等は、災害対策本部体制に移行する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜2＞災害対策本部関係 3 苫小牧市水防計画</p>
2	<p><b>非常警戒本部の活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報連絡</li> <li>・ 被害状況の把握</li> <li>・ 地域の警戒</li> <li>・ 水防活動</li> <li>・ 河川・がけ地の警戒</li> <li>・ 市民からの問合せ対応</li> <li>・ マスコミ対応</li> </ul> </li> <li>● 配備職員は、次の組織から指名する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理室</li> <li>・ 消防本部（署）</li> <li>・ 都市建設部</li> <li>・ 上下水道部</li> <li>・ 総合政策部</li> <li>・ 財政部</li> </ul> </li> <li>● 危機管理室、消防本部（署）、都市建設部、上下水道部の職員は、警戒を行い、被害に関する情報を収集し、必要に応じて災害対応を行う。</li> <li>● 総合政策部、財政部は、情報収集や巡回広報、報道発表等市民への情報提供等を行う。</li> <li>● 配備職員は、各勤務先で業務を行う。</li> <li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li> </ul>
3	<p><b>非常警戒本部の廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当するとき、非常警戒本部体制を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想された災害の危険が解消したと認められる場合</li> <li>・ 市長の判断により災害対策本部体制に移行したとき</li> </ul> </li> </ul>

## 第5 災害対策本部の設置・運営・廃止

▶マニュアル編：Pマ-44

実施内容	
1	<b>本部の設置</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに該当するときで、市長が必要と認めた場合、本部を設置する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合</li><li>・ 浸水や土砂災害が発生又は前兆現象が発見された場合</li><li>・ 大規模事故災害が発生した場合</li><li>・ 気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合</li></ul></li><li>● 本部は市役所本庁舎2階防災フロアに置く。</li><li>● 市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、市消防庁舎、白鳥アリーナ等に本部を移設する。</li><li>● 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順により、その権限を委任する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1位…副市長</li><li>・ 第2位…消防長</li></ul></li><li>● 本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分し、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。</li><li>・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。</li><li>・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。</li></ul></li></ul>
2	<b>現地災害対策本部の設置</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。</li><li>● 現地対策本部長は、本部長が指名した者とする。</li><li>● 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整等を行う。</li></ul>
3	<b>防災関係機関連絡室の設置</b>
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自衛隊</li><li>・ 警察署</li><li>・ 海上保安署</li><li>・ 室蘭地方気象台</li><li>・ 室蘭開発建設部</li><li>・ 室蘭建設管理部</li><li>・ ライフライン機関</li><li>・ 港管理組合</li><li>・ 医師会</li><li>・ その他</li></ul></li></ul>

<b>4 本部の運営</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。</li><li>● 本部は、災害の被害予測・被災地のニーズより災害応急対策を決定し、全体方針や中長期的な需給予測、復旧目標を設定する。</li><li>● 本部が設置された場合、各班は、災害の推移に応じて、次の3段階の事務分掌に従い、被害状況・職員の参集状況に応じて柔軟な対応をとる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 初動期事務分掌…混乱の中で本部を立ち上げ、被災者の救出活動、応急医療救護、避難所の開設、消火活動を全力で行う事務分掌。</li><li>・ 応急期事務分掌…避難所の生活確保、施設の応急復旧等、応急対策を行う事務分掌。</li><li>・ 復旧期事務分掌…復旧に向けた活動、平時の事務活動を並行して行う事務分掌。</li></ul></li><li>● 次の場合は、第1非常配備として、全班から必要な職員を配備する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令する場合</li><li>・ 土砂災害の前兆現象が発見された場合</li><li>・ 浸水・がけ崩れが発生した場合</li><li>・ 局地的な被害の発生があった場合</li><li>・ 交通災害・ガス爆発等事故の発生した場合</li></ul></li><li>● 次の場合は、第2非常配備として、全職員を配備する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気象特別警報（大雨、高潮、大雪等）が発表された場合</li><li>・ 土砂災害が発生</li><li>・ 人的被害が発生</li><li>・ 道路、ライフライン等市民生活に影響のある物的被害が発生</li><li>・ 広範囲にわたる災害発生があった場合</li><li>・ 油、海難事故等重大な事故の発生</li></ul></li><li>● 配備職員の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。</li></ul>
<b>5 本部・現地災害対策本部の廃止</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。</li><li>● 本部を設置又は廃止したときは、速やかに庁内及び関係機関、報道機関、市民等に周知・通知を行う。</li></ul>

※本部の組織及び役割、本部の機構図、本部会議の概要は第1節に準ずる。

## 第4節 被害情報の収集・伝達・報告

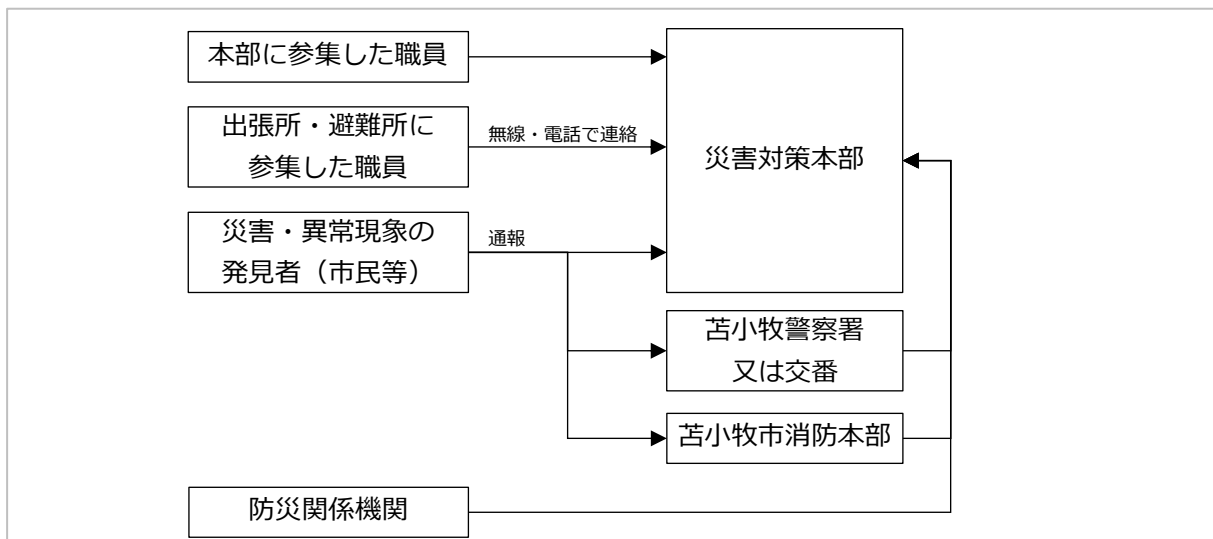
<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生直後から効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速な被害情報を把握することが必要である。</li> <li>● 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を道に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の状況及び応急対策の概要…発災後速やかに</li> <li>・ 災害対策本部等の設置…災害対策本部等を設置したとき直ちに</li> <li>・ 被害の概要及び応急復旧の見通し…被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時</li> <li>・ 被害の確定報告…被害状況が確定したとき</li> </ul> </li> </ul>
<b>担当</b>	全部全班
<b>連携先</b>	道、隣接市町、消防庁、警察署、札幌管区气象台、室蘭地方气象台、火山専門家

### 第1 被害情報の収集

▶マニュアル編：Pマ-46

実施内容
<p><b>1 通信手段の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。</li> <li>● その場合において、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。</li> <li>● 災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT 東日本等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。</li> </ul>
<p><b>2 被害状況の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生し、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、被害の状況を把握し、本部に報告する。</li> <li>● 必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</li> <li>● 多様な手段を活用して災害情報等の収集・伝達を行う。</li> </ul>
<p><b>3 地震発生時の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。</li> <li>● 震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。</li> <li>● 消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。</li> </ul>

4 風水害発生時の警戒・巡視
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川、がけ地等について、次の場合に警戒を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき</li> <li>・ 堤防、がけ地等に異常を発見したとき</li> <li>・ 高潮等により非常事態が予想されるとき</li> </ul> </li> <li>● 巡視員を設け河川、海岸、堤防等を巡回する。</li> <li>● 危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。</li> </ul>
5 火山現象発生時の調査
<p>(異常現象の調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常現象の通報を受けた場合は、通報後直ちに異常現象の発見現場等を調査し、その事実を確認する。</li> <li>● 調査に当たっては、警察署、札幌管区气象台、火山専門家等に協力を要請する。</li> <li>● 異常現象の調査結果を気象官署、道、近隣市町等に通報する。</li> </ul> <p>(警戒・監視)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 異常現象が発見され、あるいは噴火活動が開始した場合は、噴火の状況を把握するために、警戒・監視活動を実施する。</li> <li>● 道、札幌管区气象台等との協力により、噴火の状況を把握する。</li> </ul>



<災害直後の連絡系統>

実施内容	
6	初期活動期の被害調査
●	広報調査部を派遣、又は職員の見聞情報を収集し、次の内容を調査する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・第1順位…人、住家被害</li><li>・第2順位…公共施設被害</li><li>・第3順位…農業、土木、商工、林業、水産被害</li></ul>
●	各部班は所管する施設等について調査する。
●	調査結果は、速やかに総括部連絡記録班を通じて本部に報告する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 6市の情報収集用様式
7	応急活動期の被害調査
●	応急活動期の被害調査は、各部門を所管する班が実施する。
●	調査の基準は、災害情報等報告取扱要領の「被害状況の判定基準」によるものとする。
●	応急活動期の調査結果は、総括部連絡記録班を通じて本部に報告する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 5災害情報等報告取扱要領

## 第2 被害情報の伝達・報告

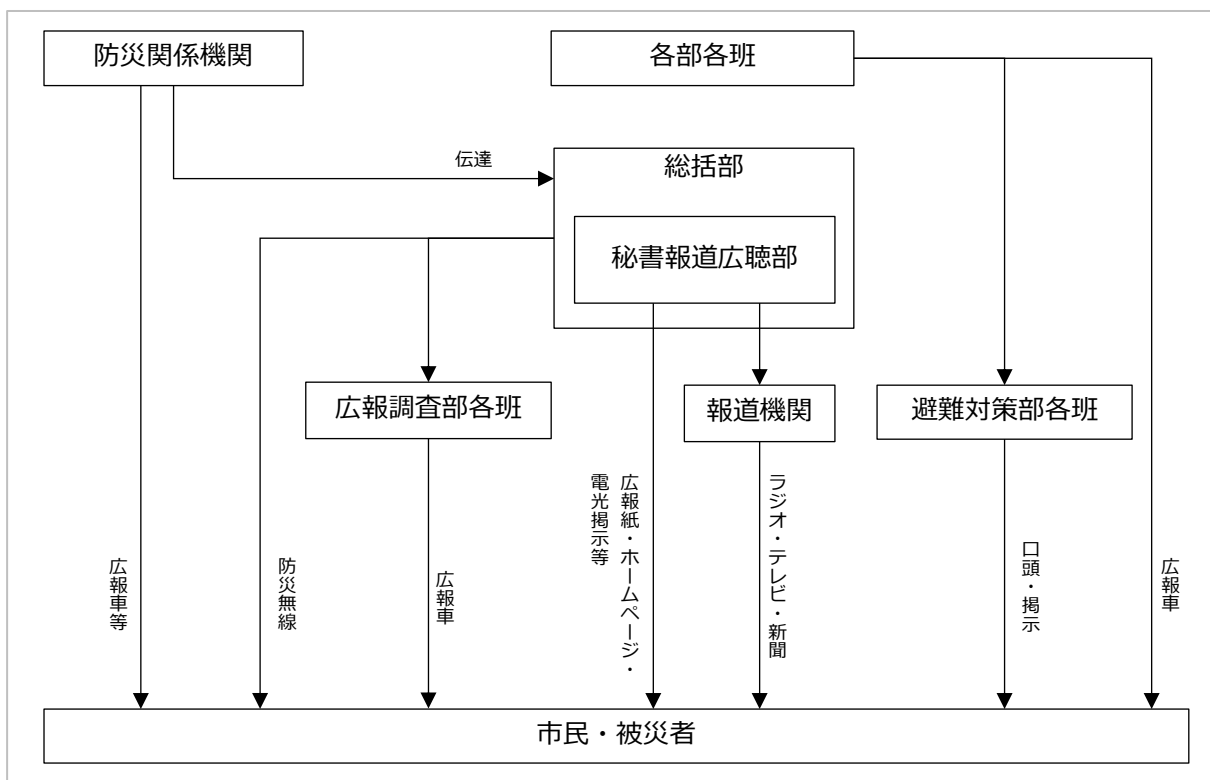
▶マニュアル編：Pマ-50

実施内容	
1	<p>防災関係機関への被害情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害調査結果を、直ちに防災関係機関へ通報する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 7 防災関係機関の情報連絡先一覧表</li> </ul>
2	<p>道への被害情報の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害情報及び被害状況を道（胆振総合振興局）に報告する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領</li> </ul>
3	<p>その他の報告</p> <p>（災害対策が困難な災害が発生した場合の状況報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。</li> <li>● 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。</li> </ul> <p>（国への報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定規模以上の災害（火災・災害等即報要領の「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合の第一報、又は、道（胆振総合振興局）への報告ができない場合、直接国（消防庁）に報告する。</li> <li>● 消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き国（消防庁）に報告する。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 4 火災・災害等即報要領</li> </ul>



## 第5節 災害広報

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生後には、市民に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する。</li> <li>● 情報を提供する際は、内容の正確性と迅速性を確保するとともに、誤解や混乱を招かないよう、分かりやすく整理された情報発信に留意する。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、避難対策部、関係各部
連携先	道、報道機関、警察署



<災害広報の伝達系統>

## 第1 避難所・市民・事業所への広報

▶マニュアル編：Pマ-51

実施内容	
1	<b>広報活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急活動期には、避難所及び市民に対して状況に応じた手段で広報を行う。</li> <li>● 災害広報紙は、全戸配布が不可能であると想定されるため、配布場所等を他の広報手段により、周知する。</li> <li>● 市ホームページは、災害対策本部設置により、災害時専用ホームページに切り替える。</li> <li>● あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。</li> <li>● Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</li> <li>● 防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、ボランティア団体や NPO 等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</li> <li>● 偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信に努める。</li> </ul>
2	<b>広聴活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。</li> </ul>

## 第2 報道機関への対応

▶マニュアル編：Pマ-54

実施内容	
1	<b>報道機関への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。</li> <li>● 必要に応じて記者会見・発表を行う。</li> </ul>

### 第3 安否情報の提供

▶マニュアル編：Pマ-55

実施内容	
1 安否情報の照会手続	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行ふ。</li><li>● 安否情報の照会を受けた場合、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。</li><li>● 安否情報の照会を受けた場合、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等、一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る被災者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。</li><li>● 上記に関わらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。</li></ul>
2 災害時の氏名等の公表	<ul style="list-style-type: none"><li>● 道は、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応を行う。</li><li>● 市は、関係機関の協力を得て、要救助者の情報を積極的に収集するとともに、死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等（家族又は遺族をいう。）の同意の状況の確認及び確認結果の道への報告を行う。</li></ul> <p>▶資料編：&lt;9&gt; 北海道の指針等 1 災害時の氏名等の公表取扱方針</p>

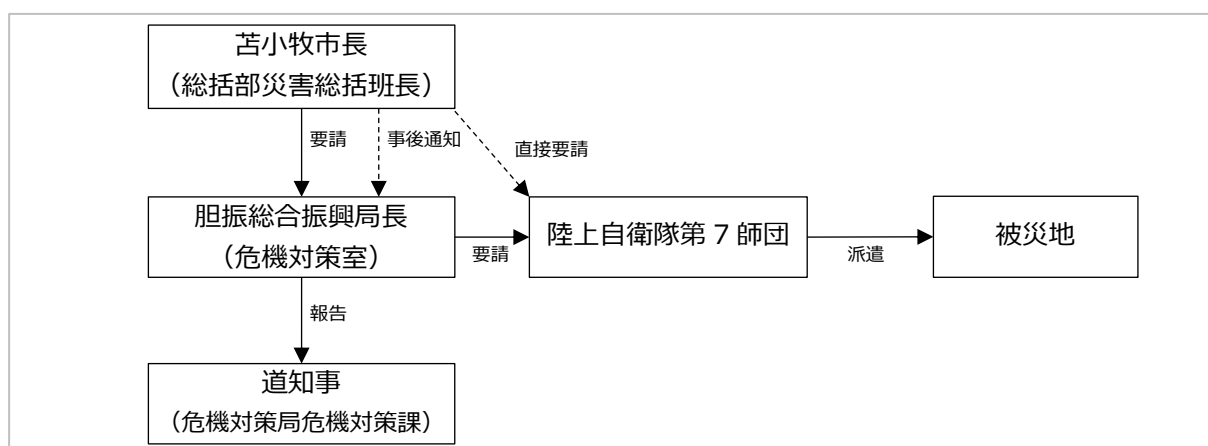
## 第6節 応援派遣要請と受入れ

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害が発生し、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他の市町村、各種団体等の応援を要請する。</li> <li>● 要請時は、市の被害状況や必要な応援内容等を簡潔かつ正確に伝達することに留意する。</li> </ul>
担当	総括部
連携先	道、道内市町村、自衛隊、協定締結先自治体、協定締結先事業者、民間企業

### 第1 自衛隊派遣要請

▶マニュアル編：Pマ-56

実施内容
<p>1 自衛隊の派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合には、市長は道知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。</li> <li>● 要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接陸上自衛隊第7師団の長に通知することができる。</li> <li>● ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、手続を行う。</li> <li>● 自衛隊の活動経費のうち、資材費及び機器借り上げ料、電話料及びその施設費、電気料、水道料、汲み取り料は市が負担する。</li> <li>● その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。</li> <li>● 派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。</li> </ul> <p>▶資料編：&lt;7&gt; 自衛隊関係</p>



<自衛隊派遣の要請の流れ>

## 第2 自治体への要請

▶マニュアル編：Pマ-58

実施内容	
1	道（胆振総合振興局）への要請
●	「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、道知事に対し、道による応援の要請又は職員派遣の要請を行う。
●	ただし、緊急の場合は、口頭又は電話等で直接要請し、速やかに文書を送付する。 ▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 2北海道災害時応援・受援マニュアル
2	道内市町村への要請
●	道内の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、原則、道知事に対して応援の要請を行う。
3	消防防災ヘリコプターの要請
●	ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。 ▶資料編：＜9＞北海道の指針関係 3北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領
4	道内消防組織への要請
●	道内の市町及び消防の一部事務組合への要請は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、市町の長に対して応援の要請を行う。

## 第3 応援協定先、民間企業等への要請

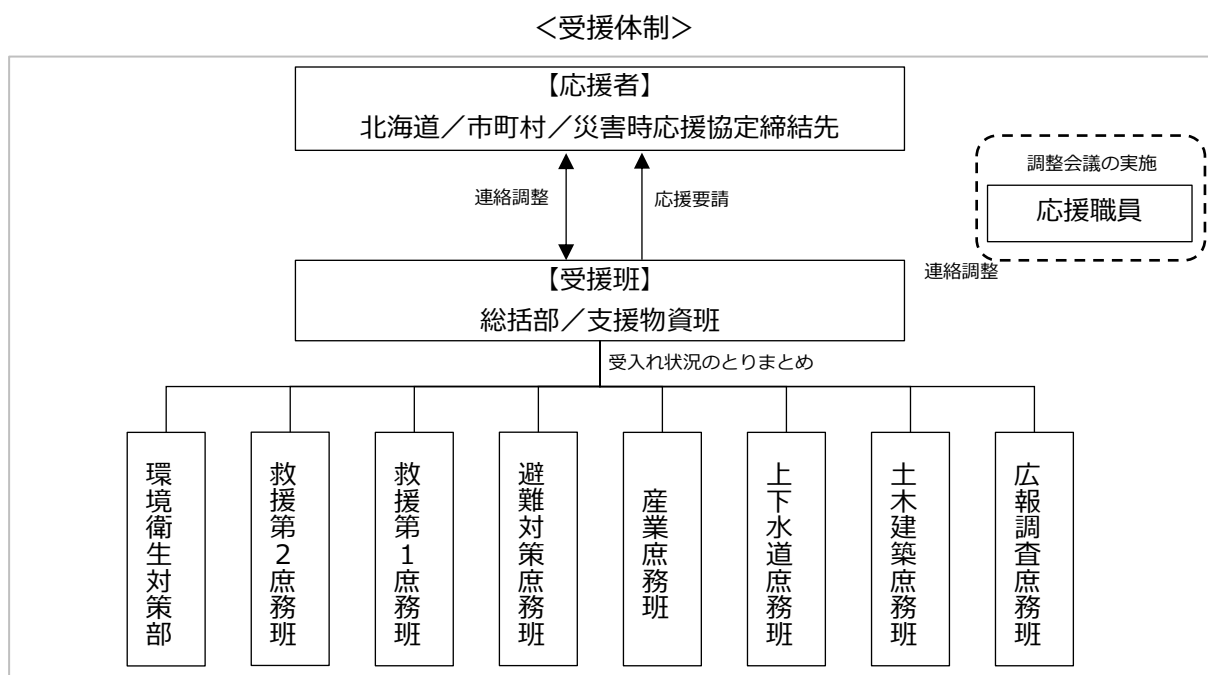
▶マニュアル編：Pマ-60

実施内容	
1	応援協定先への要請
●	応援協定に基づき次の自治体及び事業所等に応援要請を行う。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 8災害時応援協定一覧表
2	民間企業等への要請
●	必要に応じて、民間企業等へ協力要請を行う。

## 第4 受援体制の確立

▶マニュアル編：Pマ-62

実施内容	
1	受援体制の確立
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時には人的・物的支援を要請することが必要となり、受入れに関する庁内調整、受援のとりまとめ、調整会議の実施等、様々な対応が求められる。</li> <li>● 応援隊の派遣等が確定したときは、円滑な受入れを実現するため、関係する各部各班と連携し、応援隊の受入れ体制を準備する。</li> <li>● 応援を要する部署は、応援隊の受入れについて担当連絡員を指名するとともに、受入れ場所の確保等を行う。</li> </ul>	



## 第5 応援隊の撤収

実施内容	
1	応援隊の撤収
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は道）に応援部隊の撤収の連絡を行う。</li> <li>● 災害応急対策活動に要した経費を精算する。</li> </ul>	

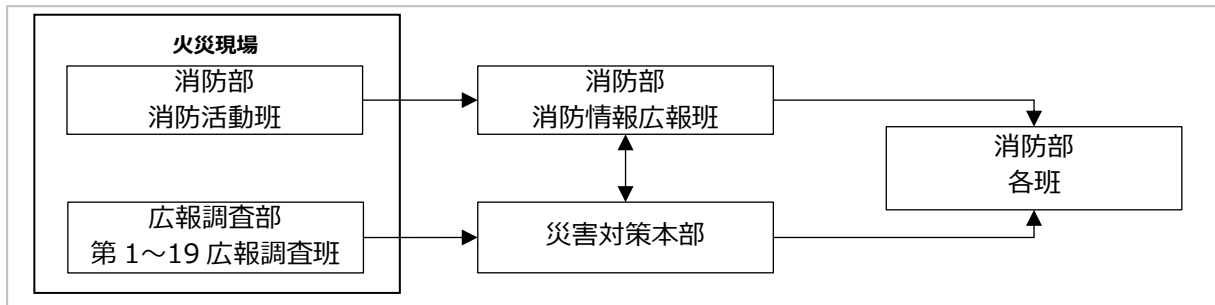
## 第7節 消防活動

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害発生時に、同時多発的に火災が発生した場合、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動を行う。</li> <li>● 現場の状況に応じた柔軟な判断と、限られた水利や資機材を最大限に活用した迅速な消火活動に留意する。</li> </ul>
担当	消防部
連携先	道、警察署、自主防災組織、協定締結先自治体

### 第1 消火活動

▶マニュアル編：Pマ-64

実施内容
<p>1 消防部の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。</li> <li>● 延焼状況、消防活動の状況、通行可能な道路、消防水利等の状況について情報を収集する。</li> <li>● 発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う。</li> </ul>
<p>2 市民、自主防災組織、事業所等の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災防止のため、ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止等、火気を遮断する。</li> <li>● 火災が発生したときは、消火器、汲み置き水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を行う。</li> <li>● 近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。</li> <li>● 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。</li> </ul>
<p>3 林野火災の消火活動</p> <p>(地上消火)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。</li> <li>● 滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</li> <li>● 長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮する。</li> <li>● 鎮圧後においては、熱画像直視装置等により警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。</li> </ul> <p>(空中消火)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</li> <li>● 消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図る。</li> <li>● 道（防災航空室）による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防本部や関係機関と連携し、事前に調整を行う。</li> <li>● 鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行う。</li> </ul>



<出動要請までの流れ>

## 第2 火災のパトロール

▶マニュアル編：Pマ-66

実施内容	
1	火災のパトロール
●	自主防災組織等と協力して、ガス復旧時の火災の警戒、停電復旧時の通電火災の警戒、消火後の再燃警戒、放火等の防止等のパトロールを行う。

## 第8節 救助・救出

<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時には、倒壊家屋の下敷き、ガラス・看板等の落下による負傷等、多数の要救出者が発生するため、迅速な救出活動を行う。</li> <li>● 救出の優先順位を的確に判断し、関係機関との連携のもと迅速かつ的確な救出活動に留意する。</li> </ul>
<b>担当</b>	消防部
<b>連携先</b>	建設事業者、道、他自治体、自衛隊、警察署、自主防災組織、協定締結先自治体

### 第1 救助・救出活動の実施

▶マニュアル編：Pマ-67

実施内容	
1 救出資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初動期における救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。</li> <li>● 救出資機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者から調達する。</li> </ul>
2 救助・救出活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救出要員は、原則として3人一組で編成し、必要に応じて、付近の住民に呼び掛け、協力を求める。</li> <li>● 職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</li> <li>● 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</li> </ul>
3 応援隊の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市単独では対応しきれない場合は、隣接市町、道等に応援を求める。</li> </ul>

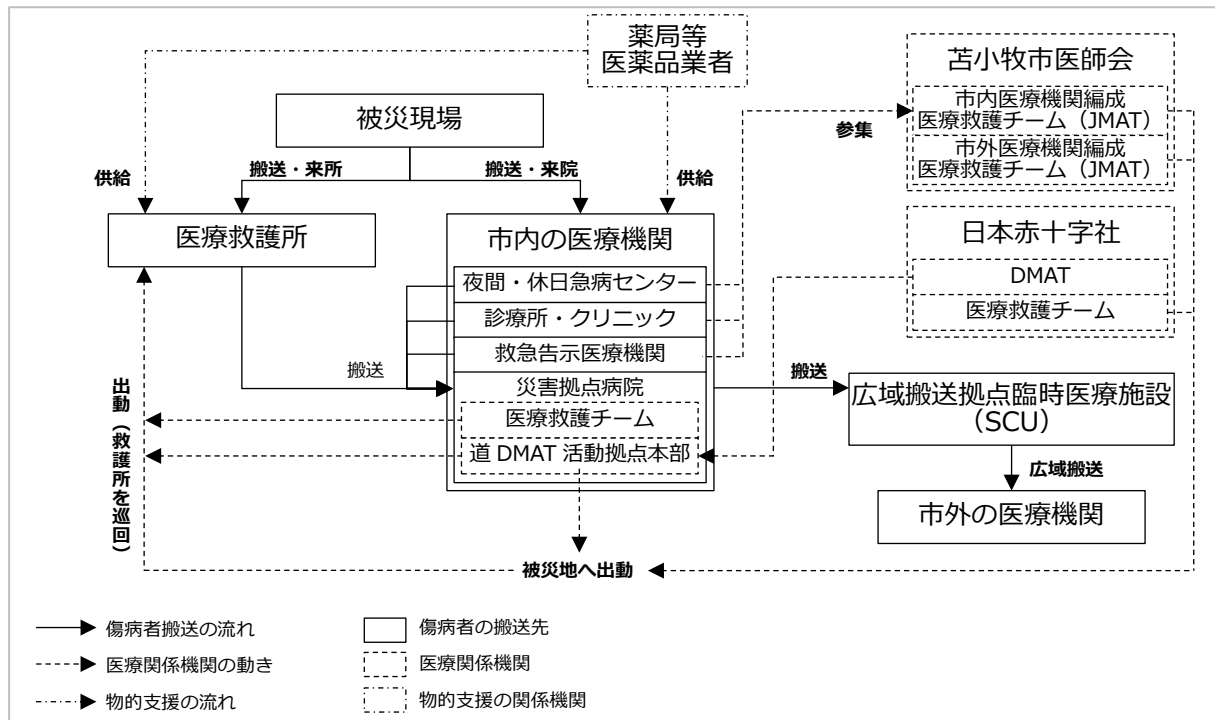
### 第2 医療救護所への傷病者の搬送

▶マニュアル編：Pマ-69

実施内容	
1 消防部による傷病者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護所や医療機関への傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。</li> <li>● 搬送は、消防部、医療関係等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターで行う。</li> <li>● 自衛隊のヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、道知事に要請依頼する。</li> </ul>
2 警察署による傷病者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救出救護活動は倒壊家屋の多発地帯及び医療機関、学校等、多人数の集合する場所を重点に行う。</li> <li>● 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。</li> </ul>

## 第9節 応急医療

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に医療活動体制を確立し、医療救護所の開設、応急措置、搬送支援、健康管理、精神ケア等を実施する。</li> <li>● 限られた医療資源を活用し、傷病者の重症度に応じた適切なトリアージを行い、救命につなげることに留意する。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、避難対策部、第1救援対策部、医療救護対策部、物資食糧対策部、消防部
連携先	医師会、道保健医療福祉調整本部、警察署、自主防災組織、災害ボランティア、保健所、薬剤師会、日本赤十字社



## 第1 医療救護活動

▶マニュアル編：Pマ-70

実施内容	
1	医療救護チームの出動要請
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護チームは、医師、看護師、その他補助員で構成する。</li> <li>● 災害時に多数の傷病者が発生した場合、医師会及び関係機関に、医療救護チームの出動を要請する。</li> <li>● 医療関係者が自ら必要と認め、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動した場合は、直ちに本部長に報告する。</li> <li>● 災害の状況に応じ道知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等、必要な措置を要請する。</li> <li>● 自衛隊のヘリコプターによる搬送が必要となった場合は、道知事に要請依頼する。</li> </ul>
2	医療救護所の設置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護所は、指定避難所におけるニーズを踏まえ、指定避難所内に設置する。</li> <li>● 被害の状況に応じて、未使用の公共施設等に医療救護所を設置する。</li> <li>● 医療機関と協力して医療救護所の環境を整備する。</li> <li>● 飲料水、洗浄のための水や、電気、電話等のライフラインを確保する。</li> <li>● 著しく異常かつ激甚な非常災害により、臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。</li> </ul>
3	医療救護所の活動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護活動は、原則として医療救護チーム及び災害派遣医療チーム（DMAT）が医療救護所で実施する。実施内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ</li> <li>・ 傷病者に対する応急措置及び医療</li> <li>・ 傷病者の医療機関への搬送支援</li> <li>・ 助産救護</li> <li>・ 道が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）への広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 15 応急医療救護に関する様式</p>

## 第2 搬送体制の確保

▶マニュアル編：Pマ-72

実施内容	
1	<p>後方医療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護所に対応できない負傷者を搬送する医療機関を確保する。</li> <li>● 医療機関の受入れ可否については、EMIS等を活用して把握する。</li> <li>● 市外へ搬送が必要な場合は、道又は近隣市町へ要請する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 1 1 救急告示医療機関一覧表</p>
2	<p>後方医療機関への搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療救護所から後方医療機関への搬送については、道、自主防災組織、市民ボランティア、その他関係機関等の協力を得て行う。</li> <li>● 道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、ドクターヘリ、道の所有するヘリコプター、自衛隊のヘリコプター等で行う。</li> </ul>
3	<p>市外医療機関への搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重症者を市外の医療機関へ搬送する場合は、自衛隊、道に要請する。</li> </ul>

## 第3 医薬品・資機材の調達

▶マニュアル編：Pマ-73

実施内容	
1	<p>医薬品、医療用資機材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医薬品は、市内の薬局等医薬品販売業者、卸業者から調達し、入手が困難な場合は、道及び関係機関を通じて市外の薬局等医薬品販売業者、他医療機関等に要請する。</li> <li>● 医療用資機材等は、市内の医療機関や販売業者に調達要請し、入手が困難な場合は、道及び関係機関を通じて市外の医療機関や販売業者に要請する。</li> <li>● 調達した医薬品等は、総合体育館に設置される救援物資総合センターに集約し、医療救護所等へ配分する。</li> <li>● 市の医療機関で編成された医療救護チーム及び市の要請で出動した医師会による医療救護チーム（JMAT）が使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。</li> <li>● DMAT 及び JMAT、日本赤十字社による医療救護チームは、それぞれの機関が保有する医薬品等を使用する。</li> </ul>

## 第4 避難所の巡回活動

▶マニュアル編：Pマ-74

実施内容	
1 保健・栄養指導	
● 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。	
2 心のケア	
● 災害時は、医療救護活動に関わった人たちの心的外傷に対応する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療機関等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施</li><li>・ 災害相談所で心のケアについて対応</li><li>・ 心的外傷に関する広報活動の実施</li><li>・ 専門ボランティアの受入れ</li></ul>	
● 必要に応じて、道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。	

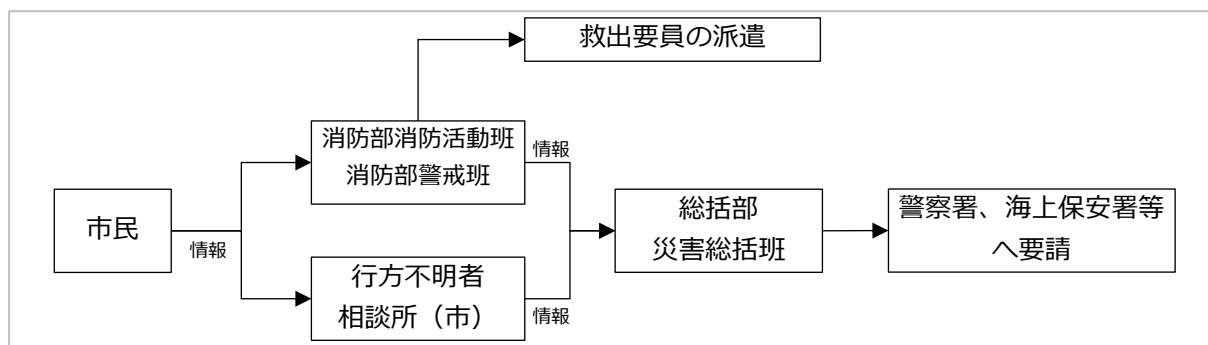
## 第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に行方不明者の情報を収集し、搜索・遺体処理・安置・埋葬までの対応を関係機関と連携して実施する。</li> <li>● 災害時の行方不明者の搜索に当たっては、搜索者の安全確保や、行方不明者の氏名公表に関する慎重な取扱いに留意する。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、環境衛生対策部、消防部
連携先	道、警察署、海上保安署、医師会、葬儀業者、霊柩自動車協会、日本赤十字社、保健所、自主防災組織、近隣市町

### 第1 行方不明者の搜索

▶マニュアル編：Pマ-76

実施内容
<p>1 行方不明者リストの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所に「行方不明者相談所」を開設し、所在の確認できない市民に関する問合せや行方不明者の搜索依頼・届出の受付を行う。</li> <li>● 届出のあった者については、避難者名簿で確認した上で、行方不明者リストを作成する。</li> <li>● 行方不明者リストは、搜索活動を行う消防部や警察署に共有する。</li> </ul>
<p>2 搜索活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者の搜索活動を実施する。</li> <li>● 搜索は、行方不明者リスト、避難行動要支援者名簿等を活用する。</li> <li>● 必要に応じて警察署、海上保安署等に協力を要請し、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。</li> <li>● 搜索の実施期間は災害発生の日から原則として10日以内とする。</li> <li>● 死者・行方不明者等の氏名等の公表については、本編第3章第5節第3「安否情報の提供」に準ずる。</li> </ul>



<応援要請の流れ>

## 第2 遺体の処理

▶マニュアル編：Pマ-78

実施内容	
1 資機材の確保	
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイスは、葬儀業者のほか、流通備蓄等により確保する。</li><li>● 捜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。</li></ul>
2 遺体の検案、処理	
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者がいる場合、速やかに警察に届け出て、警察の検視（見分）及び医師による遺体の検案を受ける。</li><li>● 死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委任を受けた日本赤十字社が行い、市は遺体の一時保存を行う。</li><li>● 遺体収容所を開設し、苫小牧市所有の車両及び災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定に基づき、検案を終えた遺体を搬送する。</li><li>● 遺体収容所は、付近の寺院、葬儀場、公共施設等の了承を得て開設する。</li><li>● 適当な既存建物が確保できない場合は、避難所等に仮設安置所を設置するほか、他自治体への協力を要請する。</li></ul>
3 遺体の安置	
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 検案を終えた遺体について、警察等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。</li><li>● 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成するとともに、各収容所で共有する。</li><li>● 遺族その他より遺体引き取りの申出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。</li><li>● 遺体の埋火葬許可証を発行する。</li></ul>

▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 17 災害救助法様式

### 第3 遺体の埋火葬

▶マニュアル編：Pマ-79

実施内容
<p>1 遺体の埋火葬</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的に遺体を埋火葬（土葬）する。</li><li>● 応急的に行う遺体の埋葬（土葬）先は、高丘第2霊園とする。</li><li>● 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、高丘霊葬場で保管する。</li><li>● 遺体が多数のため、霊葬場で処理できないときは、近隣市町の霊葬場に協力を依頼する。</li><li>● 火葬した遺骨は一時的に高丘霊葬場に安置し、埋火葬台帳を作成する。</li><li>● 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。</li><li>● 埋火葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。</li><li>● 大規模災害等により、平時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。</li><li>● 市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。</li></ul>

## 第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時は、危険な地域内にある市民に対して避難指示等を発令し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の軽減を図る。</li> <li>● 避難所を開設したときは、必要に応じて、食料や飲料水、毛布等の生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活を支援する。</li> <li>● 関係機関と連携して臨機応変な支援体制を構築・運用することに留意する。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、広報調査部、土木建築対策部、上下水道対策部、避難対策部、第1・2救済対策部、文教対策部、物資食糧対策部、消防部
連携先	警察署、自主防災組織、報道機関、近隣市町、室蘭地方気象台、道、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、鉄道事業者、バス事業者

### 第1 警戒区域の設定

▶マニュアル編：Pマ-81

実施内容
1 警戒区域の設定
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止し、当該区域からの退去を命ずる。</li> <li>● 道又は札幌管区気象台から火山情報の通知を受けたとき、又は火山の状況により必要と認められたときは、樽前山への立入りを制限又は禁止、若しくは退去の措置をとる。</li> <li>● 登山規制に当たっては、関係市町村と緊密な連携のもと同一対策を施すとともに、登山規制区域は、札幌管区気象台、道、火山専門家等との協議によって設定するように留意する。</li> </ul>

#### <発令者と設定の要件>

発令者	根拠法令	設定の要件
本部長（市長） 又はその委任を受けた市職員	災害対策基本法(第63条) 地方自治法(第153条)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき
消防吏員 又は消防団員	消防法(第28条、第36条)	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	水防法(第21条)	水防上緊急の必要があるとき
海上保安官	災害対策基本法(第63条) 地方自治法(第153条)	市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき ※警戒区域を設定した場合、直ちにその旨を市長に通知する。
警察官	災害対策基本法(第63条) 地方自治法(第153条)	市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき ※警戒区域を設定した場合、直ちにその旨を市長に通知する。
	消防法(第28条、第36条)	災害の現場において、消防職員が火災の現場にいないとき又は消防職員から要求があったとき
	水防法(第21条)	水防団長、水防団員若しくは消防職員がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき
自衛官	災害対策基本法(第63条)	市長若しくはその委任を受けた市職員がその場にいないとき ※警戒区域を設定した場合、直ちにその旨を市長に通知する。

## 第2 避難指示

▶マニュアル編：Pマ-82

実施内容	
1	<p><b>避難指示の発令</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害の発生により緊急避難の必要を認めた場合、本部長等は、避難指示を発令する。</li> <li>● 津波災害の場合…危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、津波警報等が発表され、避難が必要となった場合「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」を発令する。</li> <li>● 洪水の場合…水位周知河川（苫小牧川、勇払川、安平川）、その他の河川に対し、避難情報を発令する。</li> <li>● 土砂災害の場合…土砂災害警戒区域等を対象に、避難情報を発令する。</li> <li>● 高潮の場合…高潮の影響がある地域を対象に、避難情報を発令する。</li> <li>● 火山災害の場合…噴火規模や時期に応じて、避難情報を発令する。</li> <li>● 避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び室蘭地方気象台、室蘭開発建設部等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求める。</li> <li>● 必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</li> <li>● 避難指示等が発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;5&gt; 避難関係 3 避難関連計画・ガイドライン</p>
2	<p><b>避難指示等の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫する。</li> <li>● 避難指示等に対応する警戒レベルや対象者を明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、市民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮する。</li> <li>● 防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</li> <li>● 特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</li> </ul>
3	<p><b>避難指示の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部長は、避難指示を発令したときは、速やかにその旨を、胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。</li> </ul>

<発令者と指示の要件>

発令者	法令根拠	指示の要件
本部長 (市長)	災害対策基本法(第60条)	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があるとき ※指示を発令した場合は、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。
水防管理者	水防法(第29条)	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき ※指示を発令した場合は、その状況を胆振総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
知事又は知事の命を受けた職員	災害対策基本法(第60条、第72条) 水防法(第29条) 地すべり等防止法(第25条)	洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるとき ※知事は、洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。
知事	災害対策基本法(第60条)	市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができないとき
海上保安官	災害対策基本法(第61条)	市長から要請があったとき、又は市長が避難の指示をできないと認められるとき ※指示を発令した場合は、その旨を市長に通知する。
警察官	災害対策基本法(第61条)	市長から要請があったとき、又は市長が避難の指示をできないと認められるとき ※指示を発令した場合は、その旨を市長に通知する。
	警察官職務執行法(第4条)	災害による危険が急迫したとき(その場の危害を避けるため) ※指示を発令した場合は、その旨を所属の公安委員会に報告する。
自衛官	自衛隊法(第94条等)	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にはいないとき ※指示を発令した場合は、その旨を市長に通知する。

<警戒レベルと避難情報等>

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

第3章 災害応急対策計画

第11節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

＜避難情報の伝達先と手段＞

伝達先	伝達手段		担当
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力 L アラート経由でマスメディアへ 情報提供	テレビ放送	災害総括班
ラジオ聴取者		ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール	
PC ユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール (苫小牧市防災メール)		災害総括班 秘書広聴広報班
住民	防災行政無線（同報系）		災害総括班
	広報車		第1～19広報調査班
	消防車		消防活動班
要配慮施設	電話又は FAX		第1庶務班 第2庶務班
町内会、自主防災組織（避難支援関係者）	電話又は FAX		災害総括班 動員班
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区気象台 室蘭地方気象台 警察署	電話		災害総括班

### 第3 避難誘導

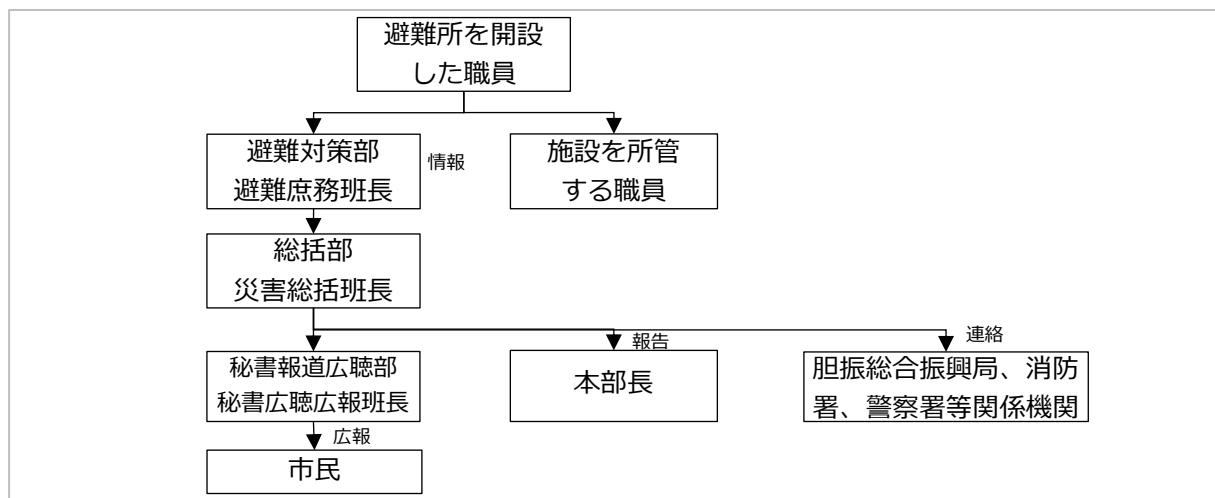
▶マニュアル編：Pマ-96

実施内容	
1	避難誘導
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。</li><li>● 自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</li><li>● 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。</li><li>● 特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</li><li>● 学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。</li><li>● 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導する等、避難者の安全確保を図る。</li><li>● 開設していない避難所に自主的に避難が行われた場合、状況に応じて避難所の開設や避難者の誘導等柔軟な対応について配慮する。</li><li>● 市職員、消防職・団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。</li><li>● 火山災害の場合は、樽前山火山避難計画に従い、避難誘導等を実施する。</li></ul>
	▶資料編：＜5＞避難関係 3 避難関連計画・ガイドライン

## 第4 避難所の開設

▶マニュアル編：Pマ-97

実施内容	
1	<p><b>避難所の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所等、安全性を確保する。</li> <li>● 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を判断する。</li> </ul>
2	<p><b>避難所の開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況に応じて開設する避難所を決定し、所管する施設へ連絡する。</li> <li>● 津波警報及び大津波警報が発表された場合は、全ての指定緊急避難場所・指定避難所を開設する。</li> <li>● 勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する地域指定職員が開設する。</li> <li>● 施設の損壊等により、避難者数に対して、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の公共施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。</li> <li>● 指定避難所以外の公共施設を避難所として開設した場合であっても、避難者数に対して、施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努め、ホームページや SNS 等の多様な手段を活用して周知する。</li> <li>● 特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</li> <li>● 必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。</li> <li>● 著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</li> </ul>
3	<p><b>避難所開設の報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に道に報告する。</li> <li>● 避難所の開設状況を市民に周知する。</li> </ul>



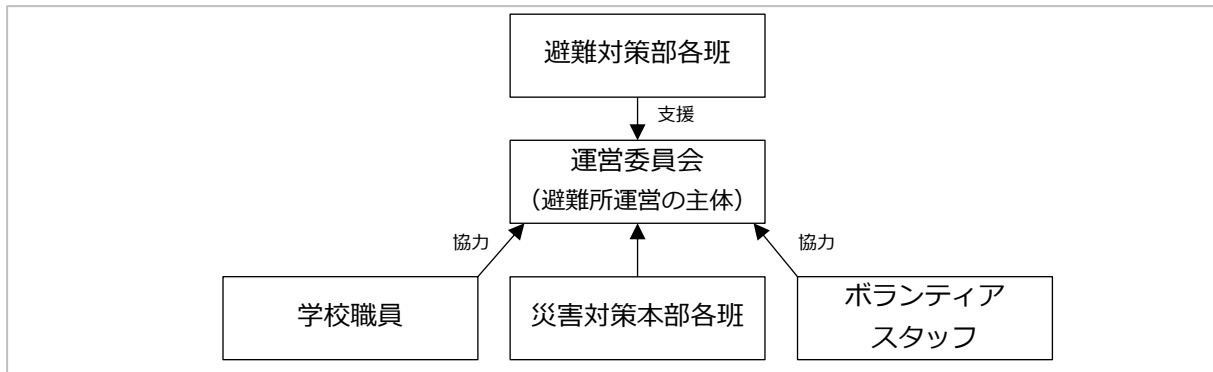
<避難所開設の報告の流れ>

## 第5 避難所の運営

▶マニュアル編：Pマ-99

実施内容	
1	<p><b>避難所の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営は、自主防災組織、町内会、避難者等の地域住民による自主運営を基本として、避難対策部各班、学校職員、ボランティアスタッフは運営支援や協力をする。</li> <li>● 避難所の自主運営の確立は、その後の復旧・復興対策について職員体制を充実させることになるため、早期の確立を目指す。</li> <li>● 運営等の詳細は避難所運営マニュアルに別途定める。</li> </ul>
2	<p><b>避難者の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の職員は、避難者カードを用いて避難者名簿を作成し、保管する。</li> <li>● 避難者名簿の写しを関係部班に送付する。</li> <li>● 在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努める。</li> <li>● 被災者の把握に当たっては、デジタル技術を活用し効率的な情報の収集に努める。</li> </ul>
3	<p><b>生活環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所が、誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、常に良好な生活環境を確保するよう、実態とニーズ把握に努める。</li> <li>● 道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に努める。</li> <li>● 適温食等の提供を目的として、キッチンカー等の設置に努める。</li> <li>● プライバシー確保のためのパーティションを設置する。</li> <li>● 食事供与の状況、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努める。</li> </ul>
4	<p><b>多様なニーズに配慮した避難所運営の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した物資や支援を実施する。</li> <li>● こどもや若者の居場所の確保に努める。</li> <li>● 災害時における女性やこどもに対する暴力への対策を行う。</li> <li>● 避難所生活での役割分担についての固定的な性別分担意識の排除に努める。</li> <li>● 災害後の性別によるストレスの違いへの配慮を行う。</li> </ul>
5	<p><b>要配慮者の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力を行う。</li> <li>● 関係部署（避難対策部、第1・2救援対策部）のほか、関係機関（訪問看護ステーション、市立病院、医師会、保健師、DMAT、DPAT、DWAT、DHEAT）が連携し、避難所における要配慮者への支援を行う。</li> <li>● 障がい特性に応じた情報伝達手段を用いた生活上の情報提供を行う。</li> <li>● 避難スペースの優先的割当て、福祉避難所、福祉仮設住宅への入居を検討する。</li> <li>● 福祉避難所の開設・運営については、本編第3章第18節第2「避難所の要配慮者の援護」に準ずる。</li> </ul>

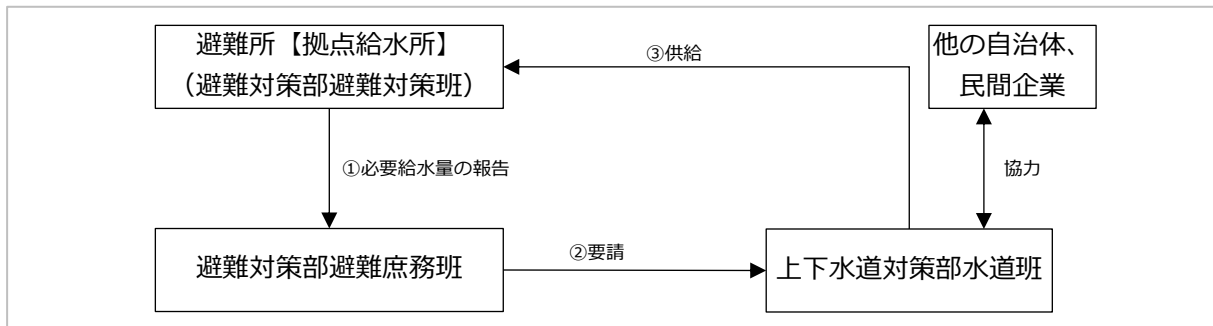
<b>6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</li> <li>● 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季の寒さ対策等、健康への配慮を行う。</li> <li>● 在宅避難者・車中泊避難者等に対して、支援物資等の配給や医療支援に関する広報活動を実施する。</li> <li>● 在宅避難者・車中泊避難者等への支援は、指定避難所を拠点として実施する。</li> <li>● 被災者の所在と支援ニーズの全体像を把握するため、各部で相互に情報を共有する。</li> <li>● 在宅避難者・車中泊避難者等への支援は、関係機関（災害ボランティア、DWAT等）と連携し、行う。</li> </ul>
<b>7 物資の供給</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する等、最新の状況を把握する。</li> <li>● 指定避難所における食料、水、生活必需品等の物資の配布について、避難者、市民、自主防災組織、町内会、自治会、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。</li> <li>● 必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</li> <li>● 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮する。</li> <li>● 避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用する等、体制を構築する。</li> <li>● 詳細は、本編第3章第14節「生活救援対策」に準ずる。</li> </ul>
<b>8 感染症対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行う等、避難所の衛生環境を確保する。</li> <li>● 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、避難対策部、第1救援対策部、医療対策部が連携して、専用スペースを確保し、他の避難者とは区画と動線を分ける等、必要な措置を講ずる。</li> </ul>
<b>9 家庭動物への対応</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所における家庭動物のためのスペースを確保する。</li> <li>● 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</li> <li>● 家庭動物との同行避難が円滑に行われるよう、家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</li> <li>● 動物の飼い主は自らの責任により、同行避難を行う。</li> </ul>
<b>10 避難長期化への対応</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達</li> <li>・ 報道機関等の取材、立入りの制限</li> <li>・ 防犯に努める他、被災者の精神安定に配慮</li> <li>・ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）</li> <li>・ 避難者間のルール策定時の十分な合意形成への配慮</li> <li>・ 避難所の暑さ・寒さ対策</li> <li>・ プライバシー確保に必要な対策</li> <li>・ 男女のニーズの違い、ストレス等による負担に配慮した避難所運営</li> <li>・ 相談窓口の設置</li> <li>・ 旅館やホテル等への移動の促進</li> </ul> </li> </ul>



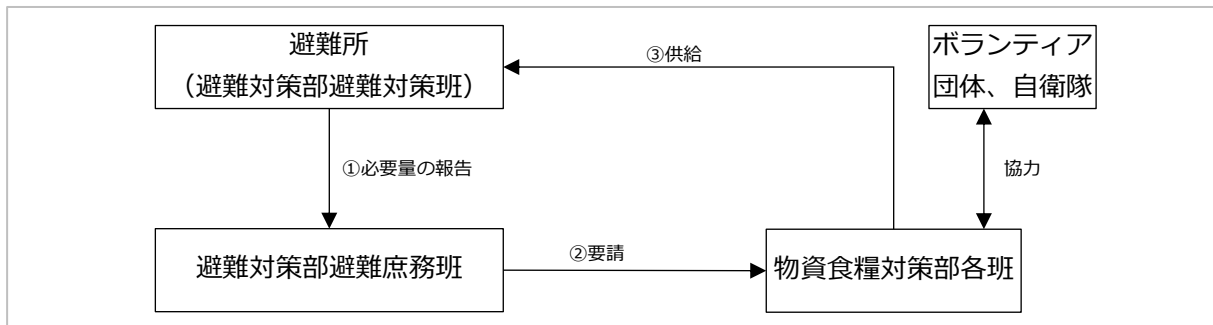
<避難所運営のイメージ>

<多様なニーズに配慮した避難所運営内容の例>

- ・女性専用の物干し場、授乳室等必要なスペースを設置する。
- ・生理用品等の確保、巡回警備や防犯ブザー・ホイッスル等の配布等により、指定避難所における安全性を確保する。
- ・仮設トイレを設置する場合、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ・トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- ・照明を増設する。
- ・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。
- ・警察、医療機関、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供を行う。
- ・キッズスペース、学習スペースの設置を行う。



<飲料水、生活用水の供給の流れ>



<食料、生活必需品の供給の流れ>

## 第6 避難所の統合・閉鎖

▶マニュアル編：Pマ-101

実施内容	
1	避難所の統合・閉鎖
●	災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
●	災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び閉鎖を行う。
●	本部長は、避難指示等を解除したときは、速やかにその旨を、胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。

## 第7 広域避難

▶マニュアル編：Pマ-102

実施内容	
1	道内における広域避難
●	災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、当該市町村に対して広域避難に係る協議等を行うことができる。
2	道外への広域避難
●	他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し他の都府県との協議を求める。
●	事態に照らし緊急を要すると認めるときは、道知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができる。
3	関係機関の連携
●	広域避難により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。
●	道、市、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。
●	次の事項に留意して対応する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</li><li>・被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</li><li>・バス等、被災者の移送手段の確保</li><li>・広域避難についての被災者の意向の把握</li><li>・被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</li><li>・施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</li><li>・広域避難先での継続的な支援</li></ul>

## 第8 広域一時滞在

▶マニュアル編：Pマ-103

実施内容	
1	道内における広域一時滞在
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めた場合、道内の他の市町村長に被災住民の受入れについて、協議を行う。</li><li>● 適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。</li><li>● 道内広域一時滞在の協議をする場合、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて道知事に報告する。</li><li>● あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。</li><li>● 協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、道知事に報告する。</li><li>● 道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。</li></ul>
2	道外への広域一時滞在
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道知事に対し、他の都府県知事と協議を求めることができる。</li><li>● 道知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。</li><li>● 道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。</li></ul>
3	関係機関の連携
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</li><li>● 道、市、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施する。</li></ul>

## 第9 帰宅困難者対策

▶マニュアル編：Pマ-104

実施内容	
1 帰宅困難者への広報	
●	自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客等の帰宅困難者や滞留者が発生したときは、道、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と相互に連携をとり、帰宅困難者や滞留者に対して適切な広報活動を行い、不安を解消する。
2 一時滞在施設の確保	
●	帰宅困難者や滞留者が発生し、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、必要に応じて、一時滞在施設を確保する。
●	帰宅困難者への水、食料の提供を行う。

## 第12節 交通対策・緊急輸送

<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活物資の輸送、応急対策資機材・支援隊員・要員等の輸送等、交通対策を行う。</li> <li>● 道路の被災状況や交通規制を的確に把握した上で、通行ルートของ安全性と確保状況を確認する必要がある。</li> </ul>
<b>担当</b>	秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、産業輸送対策部、物資食糧対策部
<b>連携先</b>	道、警察署、室蘭建設管理部、室蘭開発建設部、東日本高速道路（株）、苫小牧港管理組合、道路情報センター、報道機関、輸送業者、応援協定締結先団体、自主防災組織、災害ボランティア

### 第1 交通規制

▶マニュアル編：Pマ-105

実施内容	
1 交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。</li> <li>● 交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示する。</li> <li>● 関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。</li> </ul>

#### <各機関の交通規制>

実施機関	交通規制を行う状況	内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第4条
	道内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第5条、第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認める場合	車両等の通行の禁止、制限	道路交通法第6条、第75条の3、災害対策基本法第76条の3
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合	当該車両の移動、その他必要な措置	災害対策基本法第76条の3
自衛官 又は 消防吏員	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合（警察官がその場にいない場合）	当該車両の移動、その他必要な措置	災害対策基本法第76条の3
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、又は制限、理由、回り道等の道路標識の設置	道路法第46条

## 第2 緊急輸送

▶マニュアル編：Pマ-106

実施内容
<b>1 輸送手段の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 被災者の避難、災害対策要員及び災害対策に要する緊急物資の輸送等を実施するため、次の緊急輸送手段を確保する。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 陸上輸送<ul style="list-style-type: none"><li>・市有車両のほか、輸送業者等から車両を借り上げる。</li><li>・必要に応じて、燃料を調達する。</li></ul></li><li>(2) 鉄道輸送<ul style="list-style-type: none"><li>・JR 北海道に要請する。</li></ul></li><li>(3) 海上輸送<ul style="list-style-type: none"><li>・フェリー会社、海上保安署、自衛隊（船舶）等に要請する。</li></ul></li><li>(4) 航空輸送<ul style="list-style-type: none"><li>・道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。</li></ul></li></ul></li><li>● 陸上輸送については、市有車両、バス運送事業者や「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づきトラック協会に応援を要請する。</li></ul>
<b>2 緊急通行車両の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 緊急輸送車両として確認される車両は、次のいずれかの車両とする。<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策に従事する車両</li><li>・市が保有する車両</li><li>・協定により使用される車両</li><li>・災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両</li></ul></li><li>● 通行規制が行われたときは、緊急通行車両として確認を受けた車両を使用し、応急対策に当たる。</li><li>● 必要に応じて北海道公安委員会に対して緊急通行車両の申請を行う。</li><li>● 緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、胆振総合振興局又は警察署、交通検問所で受ける。</li><li>● 緊急通行車両のガソリン等を確保する。</li><li>● 緊急通行車両は、発災後に中核 SS において優先給油を受けることができる。<ul style="list-style-type: none"><li>▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 12 緊急通行車両確認証明書の様式</li><li>▶資料編：＜6＞ 救援・救護関係 3 SS 一覧表</li></ul></li></ul>

<p><b>3 緊急輸送路の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用する等して被害状況を収集・把握する。</li><li>● 緊急輸送活動を円滑に実施するため、北海道道路啓開計画【第2版】（一部改訂）に基づき道路啓開を実施する。</li><li>● 緊急輸送路の確保に関する作業内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路の被害状況の調査</li><li>・ 緊急輸送路の決定</li><li>・ 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報</li></ul></li><li>● 本部長（市長）の指示に基づき主要な路線から確保し、困難な場合は代替路線を確保する。<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 資料編：＜6＞ 救援・救護関係 13 緊急輸送道路ネットワーク図</li></ul></li><li>● 市が管理する道路に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。</li><li>● 運転者がいない場合等においては、道路管理者である市が車両の移動等を行う。</li></ul>
<p><b>4 輸送拠点の整備</b></p> <p>（救援物資総合センターの設置）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 調達した物資や北海道、他都府県市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、配布するため、救援物資の集中管理を行う地域内輸送拠点として「救援物資総合センター」を総合体育館に設置する。</li><li>● 日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民文化ホール、豊川コミュニティセンターを「救援物資補完センター」として設置する。</li><li>● 「道の駅 ウトナイ湖」を物資輸送に係る中継地点として活用する。</li><li>● 協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保する。</li></ul> <p>（ヘリポートの設置）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定する。<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 資料編：＜6＞ 救援・救護関係 8 防災救急ヘリコプター離着陸場一覧表（候補地）</li></ul></li></ul> <p>（海上輸送拠点の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 苫小牧港管理組合と協議して、使用可能な埠頭（耐震強化岸壁）、利便性の高い岸壁や荷捌き可能なスペースを海上輸送拠点として使用する。</li></ul>

## 第13節 災害時の警備対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時には、犯罪の予防・防止のため、被災地、避難所、海上等の警備、その他、災害危険箇所の監視を行う必要がある。</li> <li>● 警察署、海上保安署を中心とした体制を確立し、犯罪予防・防止のための、被災地、避難所、海上等で必要な警備、治安維持を行う。</li> <li>● 当該業務にあつては、各機関の防災業務計画等による。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、避難対策部
連携先	警察署、海上保安署、道路管理者

### 第1 連絡体制の確立

▶マニュアル編：Pマ-109

実施内容
1 連絡体制の確立
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察署と連絡体制を確立し、災害情報の収集を行う。</li> <li>● 収集した情報は、必要により関係機関に伝達する。</li> </ul>

### 第2 警備活動

▶マニュアル編：Pマ-110

実施内容
1 避難所における犯罪予防
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設された避難所の犯罪予防・防止に努める。</li> <li>● 必要に応じて、警察署等の関係機関が実施する対策に協力する。</li> </ul>
2 危険箇所の監視
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二次災害を防止するため、危険箇所の重点パトロールを強化し、関係機関に情報共有する。</li> <li>● 新たに危険な状況を確認した場合には、市民への注意喚起等を実施する。</li> </ul>
3 海上における治安維持
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海上保安署は、巡視船艇・航空機による災害発生地域の所要海域の犯罪の予防、取締り、警戒区域又は重要施設周辺海域の警戒、治安維持に必要な情報の収集を行う。</li> </ul>

## 第14節 生活救援対策

<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給に関し、関係機関と相互に協力するよう努める。</li><li>●被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</li><li>●夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</li><li>●新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する等、最新の状況を把握する。</li></ul>
<b>担当</b>	秘書報道広聴部、総括部、上下水道対策部、産業輸送対策部、避難対策部、第1救援対策部、物資食糧対策部
<b>連携先</b>	道、災害ボランティア、自主防災組織、自衛隊、協定締結先事業者

## 第1 給水活動

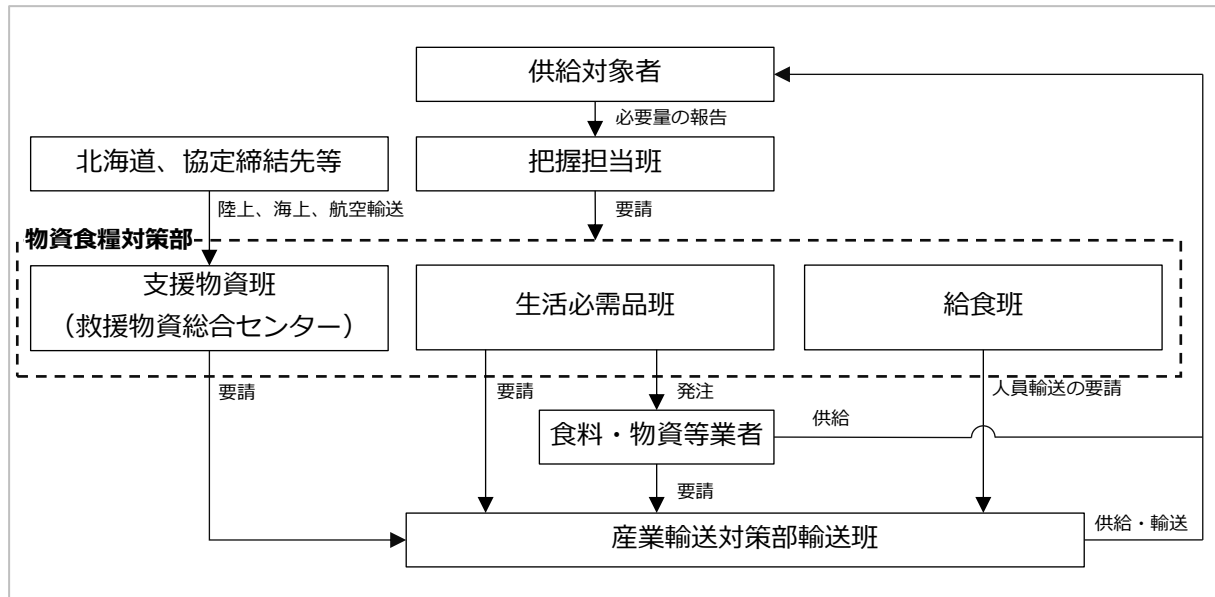
▶マニュアル編：Pマ-111

実施内容	
1	<p>被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給水施設の被災状況や断水状況を把握する。</li> <li>● 必要に応じて応急措置を行う。</li> <li>● 詳細は、本編第3章第19節第1「上水道の応急・復旧対策」、第2「下水道の応急・復旧対策」に準ずる。</li> </ul>
2	<p>応急給水体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水が必要な地域の特定</li> <li>・ 応急給水班の編成</li> <li>・ 給水拠点の開設</li> <li>・ 状況調査</li> <li>・ 給水所の見直し</li> </ul> </li> <li>● 応急給水に必要なリソースとして、上下水道部が所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い不足となるリソースを確保する。</li> <li>● 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立する。</li> </ul>
3	<p>応急給水の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市では耐震性貯留施設（緊急貯水槽）による給水を行う応急給水拠点として、日の出公園と16の指定避難所、運搬による給水を行う応急給水拠点として、6の指定避難所を指定している。</li> <li>● 応急給水拠点への運搬は、上下水道対策部水道班及び支援機関が浄水場配水池及びポンプ場から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。</li> <li>● 必要に応じて、医療救護所、医療機関、社会福祉施設、応急給水拠点以外の避難所等にも運搬する。</li> <li>● 応急給水拠点のうち避難所では、派遣された職員が災害時の応援協定や地区の消防団、自主防災組織の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。</li> <li>● 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。</li> <li>● 給水所を設定したときは関係部班が連携して、給水に関する広報を行い、市民への周知を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜6＞救援・救護関係 7 応急給水拠点一覧表</p>

## 第2 食料・生活必需品の供給

▶マニュアル編：Pマ-113

実施内容	
1	<p>食料・生活必需品の需要の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難者等の状況を確認し、食料・生活必需品の需要量を把握する。</li> <li>● 供給する食料は、災害発生第1日目は市の備蓄、市民の家庭内備蓄、事業所内備蓄、流通備蓄とし、第2日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・パン等により行う。</li> <li>● 乳幼児に対しては粉ミルクを供給するとともに要配慮者を優先して食料を供給する。</li> </ul>
2	<p>食料・生活必需品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄食料・生活必需品の保管場所、備蓄量を確認する。</li> <li>● 市の備蓄で不足する場合は、製パン業者、食料加工業者、スーパー等のほか、協定に基づき、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜、生活必需品等を調達する。</li> <li>● 炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じ道知事に要請する。</li> <li>● 道知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡し方法により受託事業者から米穀を受領し、被災等に配給する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 8災害時応援協定一覧表</p>
3	<p>救援物資の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救援物資の集中管理を行う「救援物資総合センター」を総合体育館に設置する。</li> <li>● 日の出防災倉庫、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を「救援物資補完センター」とする。</li> <li>● 大規模災害時には、国や北海道を通じた救援物資のほか災害時応援協定等により、多くの支援物資を要請し、受入れ保管・配分を行うこととなるため、状況に応じて支援物資の管理体制を構築するため、宅配事業者・倉庫業者等に協力要請も検討する。</li> </ul>
4	<p>食料・生活必需品の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料・生活必需品の需要量と確保量に基づき、配分計画、配車計画を作成する。</li> <li>● 輸送業務は協定に基づき業者が行うが、必要な場合は市が行う。</li> <li>● 市は、調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。</li> </ul>
5	<p>炊き出しの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 炊き出しに必要な人員や資機材を準備し、必要に応じて自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織、婦人団体等のボランティアに協力を要請する。</li> <li>● 炊き出しは学校給食センターを使用する。</li> <li>● 学校給食センターが使用できない場合は避難所で行う。</li> </ul>



<食料・生活必需品の調達フロー>

<食料・生活必需品の供給対象者>

- ・ 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- ・ 住家が被害を受け、炊事の不可能な人（在宅避難者）
- ・ 住家が被害を受けたため一時に縁故先等へ避難する人
- ・ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- ・ 災害応急対策活動従事者
- ・ 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人
- ・ 車中泊による避難をしている人
- ・ 指定避難所以外の場所に避難している人

<供給する生活必需品>

- ・ 寝 具：就寝に必要な最小限度の毛布等
- ・ 衣 類：上着、下着、防寒着等
- ・ 身回り品：タオル、手拭い、運動靴、傘等
- ・ 炊事用具：鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
- ・ 日用品：石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等、常備薬等
- ・ 光熱材料：灯油等、照明器具等

## 第15節 建物対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害により、建築物や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し市民の安全の確保を図る。</li> <li>● 判定員の安全確保を前提としつつ、迅速かつ正確な情報収集と判定結果の共有を通じて、市民の避難行動や二次災害防止に資する対応が必要である。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、避難対策部
連携先	建築業者、道、災害ボランティア

### 第1 被災建築物応急危険度判定

▶マニュアル編：Pマ-115

実施内容
1 判定体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の被害状況を把握し、需要を推定する。</li> <li>● 多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために判定実施本部（窓口）を設置する。</li> <li>● 判定実施計画を作成する。</li> <li>● 次のとおり建物の危険度判定士の有資格者を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内建築関係団体へ派遣を要請する。</li> <li>・ 道、他の市町村へ派遣を要請する。</li> <li>・ ボランティア募集の広報を行う。</li> </ul> </li> </ul>
2 判定の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従って行う。</li> <li>● 発災後、出来る限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。</li> <li>● 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等を記載し、建物の出入り口等の見やすい場所に貼り付ける。</li> </ul>
3 判定後の措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定の結果、「危険」とされた建物については、立入り禁止を促す。</li> <li>● 「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。</li> </ul>
4 公費解体
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の規模に応じ、公費解体の実施の要否を判断する。</li> <li>● 解体時は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。</li> </ul>

## 第2 被災宅地危険度判定

▶マニュアル編：Pマ-117

実施内容	
1	判定体制の構築
●	宅地の被害状況を把握し、需要を推定する。
●	多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために判定実施本部（窓口）を設置する。
●	判定実施計画を作成する。
●	次のとおり宅地の危険度判定士の有資格者を確保する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内建築関係団体へ派遣を要請する。</li><li>・道、他の市町村へ派遣を要請する。</li><li>・ボランティア募集の広報を行う。</li></ul>
2	判定の実施
●	判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に従って行う。
●	宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
●	判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に、3色の判定ステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、青「調査済宅地」）を表示する。
3	判定後の措置
●	判定の結果、「危険」とされた建物については、立入り禁止を促す。

### 第3 住宅の整備

▶マニュアル編：Pマ-119

実施内容	
1	<p>需要の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。</li> <li>● 調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受け付ける。</li> <li>● 被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。</li> </ul>
2	<p>応急仮設住宅の建設</p> <p>(建設用地の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況を把握した上、公共用地、公園用地、民有地等を借用し、建設用地を確保する。</li> <li>● 他の活動拠点として使用されている場合があることに留意する。 ▶資料編：&lt;6&gt; 救援・救護関係 10 公共用地一覧表</li> </ul> <p>(建設の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。</li> <li>● 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、道知事が行い、市長はこれを補助する。</li> <li>● 災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。</li> <li>● 必要に応じて建設業者に協力を要請する。</li> <li>● 入居希望世帯の構成状況に応じ、いくつかのタイプに分けて建設する。</li> <li>● 高齢者等の災害弱者のために、福祉仮設住宅の設置を図る。</li> <li>● 応急仮設住宅を近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設の設置を図る。</li> </ul>

#### <応急仮設住宅の建設用地の条件>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと</li> <li>・ 飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと</li> <li>・ 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること</li> <li>・ 交通の便がよいこと</li> <li>・ 公有地であること</li> <li>・ 敷地が広大であること</li> <li>・ 概ね5年程度利用可能な状態であること</li> </ul>
--

#### <応急仮設住宅の入居者の条件>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住家が全焼、全壊又は流失した者であること</li> <li>・ 居住する住家がない者であること</li> <li>・ 自らの資力では住宅を確保することのできない者であること</li> <li>・ 生活保護法の被保護者及び要保護者</li> <li>・ 特定の資産のない失業者</li> <li>・ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</li> <li>・ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者</li> <li>・ 特定の資産のない勤労者</li> <li>・ 特定の資産のない小企業者</li> <li>・ 上記に準ずる経済的弱者</li> </ul>
---

### 3 借り上げ型応急住宅の確保

#### (公営・民間住宅の確保)

- 公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。
- 必要に応じて住宅事業者等の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすることで居住を維持できる住宅の応急修繕を推進する。
- 公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅の確保に努める。
- 民間の賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。
- 公営・民間住宅の入居者の選定については、本編第3章第15節第3の2「応急仮設住宅の建設」に準ずる。

#### (災害公営住宅の確保)

- 北海道地域防災計画の定めるところにより、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の(1)又は(2)のいずれかに該当した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し、入居させる。

#### (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ・市区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数が市区域内の住宅戸数の1割以上のとき

#### (2) 火災による場合

- ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ・滅失戸数が市区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- 災害公営住宅は、市が整備し、管理する。
- ただし、道知事が道において整備する必要性を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行う。

#### <災害公営住宅の整備基準>

- ・構造：再度の被災を防止する構造とする。
- ・整備年度：原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度に整備する。
- ・国庫補助：建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。借り上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

#### <災害公営住宅の入居者資格>

- ・当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- ・収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

4 入居者の選定
<ul style="list-style-type: none"><li>● 入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。</li><li>● 要配慮者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。</li></ul>
5 応急仮設住宅の管理
<ul style="list-style-type: none"><li>● 安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</li><li>● 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。</li><li>● 著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。</li></ul>

## 第4 被災住宅の修理

▶マニュアル編：Pマ-121

実施内容
<b>1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 次の市民を対象に、修理を実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある市民</li></ul></li><li>● 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張等により、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。</li><li>● 住宅の応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。</li></ul>
<b>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 次の市民を対象に、修理を実施する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、住家の修理ができない、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民</li><li>・ 原則として応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる市民</li><li>・ 急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を利用しない市民</li></ul></li><li>● 居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について必要な最小限度の修理を行う。</li><li>● 住宅の応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。</li></ul>
<b>3 公営住宅の応急修理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 被災状況を調査し、修理の必要度の高い住宅から実施する。</li></ul>

## 第16節 災害廃棄物処理・防疫

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、災害廃棄物処理体制及び防疫体制の具体的な確立を図る。</li> <li>● 市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興を図る。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、土木建築対策部、産業輸送対策部、第1救援対策部、環境衛生対策部
連携先	道、警察署、医師会、保健所、医療機関、動物愛護団体、災害ボランティア、協定締結先事業者

### 第1 被災者等の保健衛生

▶マニュアル編：Pマ-122

実施内容	
1	衛生活動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所収容者や地域住民に対し、広報活動等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。</li> <li>● 食中毒が発生しやすい時期は市民に注意喚起の広報活動を実施する。</li> <li>● 保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。</li> </ul>
2	保健活動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所と協力し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう保健活動を実施する。</li> <li>● 医師会、保健所等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の検病検査・健康診断・健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。</li> <li>● 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。</li> <li>● 被災者及び災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。</li> </ul>

## 第2 被災地の防疫活動

▶マニュアル編：Pマ-123

実施内容	
1	体制の構築
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衛生技術者及び作業員で防疫チームを編成する。</li> <li>● 市が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足する場合は道及び薬剤師会等に協力を要請する。</li> </ul>
2	消毒等の実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道知事の指示・指導に従い、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不衛生な場所等の消毒等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症が発生したとき</li> <li>・ 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき</li> <li>・ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき</li> <li>・ 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき</li> <li>・ 土壌還元によるし尿処理を行うとき</li> <li>・ 鼠、害虫等が大量に発生したとき</li> <li>・ 災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき</li> </ul> </li> </ul>
3	感染症対策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1～4類感染症の患者が発生し、又は明らかに感染症を呈す者が発見されたときは、速やかに本部に報告する。</li> <li>● 感染症への対策は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見</li> <li>・ 1・2類感染症の患者、疑似症患者の感染症指定医療機関への移送、入院勧告、報告</li> <li>・ 手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布</li> <li>・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施</li> <li>・ 広報の依頼</li> <li>・ 入院が必要な感染症患者は感染症指定医療機関に収容</li> </ul> </li> </ul>
4	水質・大気汚染等の監視
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染等について監視する。</li> <li>● 汚染が発生した場合、その場所について市民への周知等を行うとともに、解消に向けた対応を行う。</li> </ul>
5	死亡獣畜の処理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明又は被災者であって、かつ自力で処理できない場合は、市が馬、牛、豚等の家畜の死体等処理を行う。</li> <li>● 野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編成して収集し、処理する。</li> <li>● 死亡獣畜は、「化製場等に関する法律」等、関係法令に従い適正に処理を行う。</li> </ul>
6	飼養動物の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行う。</li> </ul>
7	放浪動物の捕獲
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放浪動物は捕獲して適当な場所に収容し、市民に対し、放浪動物を収容している旨を周知する。</li> </ul>

### 第3 し尿の処理

▶マニュアル編：Pマ-126

実施内容	
1	<p>仮設トイレの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● トイレの状況（既設トイレの復旧、避難者数の増減等）について情報を収集し、不足している避難所については、簡易トイレ・仮設トイレ等を設置する。</li> <li>● 仮設トイレは、「災害時における応急対策用資機材の供給の協力に関する協定」に基づき、リース会社等から調達するが、市で調達できない場合は道へ支援要請する。</li> <li>● 設置は、下水道使用不可能な地域にある避難所、住宅密集地等の公園を優先する。</li> <li>● 断水世帯については、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配布する。</li> <li>● 備蓄数が不足する場合は、道や協定締結事業者、他自治体と連携し、災害用トイレを調達する。</li> </ul>
2	<p>し尿の収集・処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「苫小牧市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。</li> <li>● し尿の収集・処理は避難所の仮設トイレ及び医療機関等を優先して行う。</li> <li>● 収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合は道へ支援要請を行う。</li> <li>● 処理施設が被災等により長期的な稼働の停止やし尿収集量の受入れ能力が大幅に超過する場合等についても、道へ支援要請を行う。</li> </ul>

### 第4 生活ごみの処理

▶マニュアル編：Pマ-128

実施内容	
1	<p>処理施設被害状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び復旧見込みを把握する。</li> <li>● 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。</li> </ul>
2	<p>生活ごみの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「苫小牧市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活ごみの収集運搬及び処理を行う。</li> <li>● 生活ごみは、原則として平時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しない。</li> <li>● ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入れ能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、市民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して、一時集積場所を指定する等の対策を講ずる。</li> <li>● 一時集積場所を指定した場合は、定期的に消毒を実施する。</li> <li>● 収集運搬車両が不足する場合は、道や災害の協定締結先等に支援要請を行う。</li> </ul>

## 第5 災害廃棄物処理の計画・実施

▶マニュアル編：Pマ-129

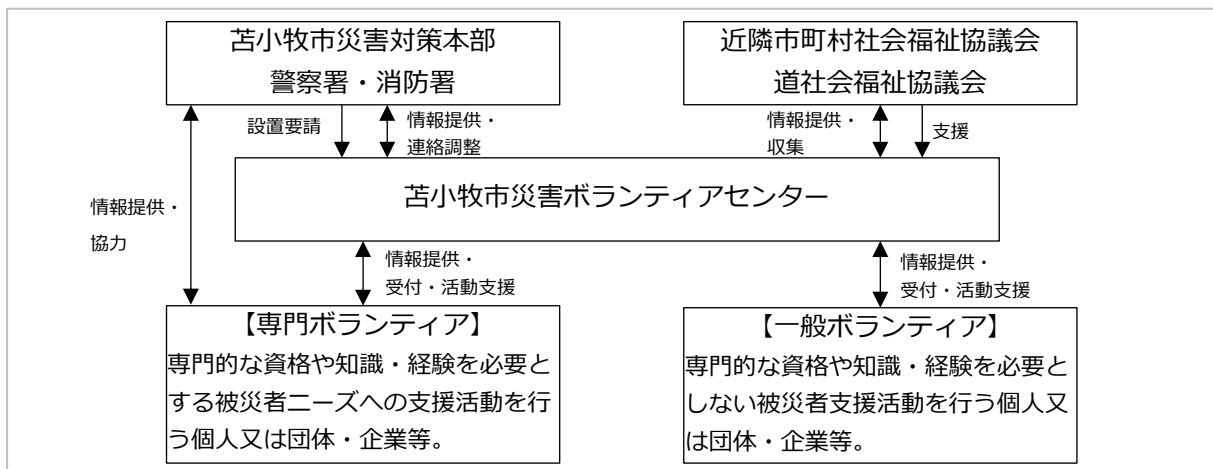
実施内容
<b>1 処理施設被害状況等の把握</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況の有無及び復旧見込みを把握する。</li><li>● 災害廃棄物の発生量を推計し、収集運搬体制を整備する。</li></ul>
<b>2 災害廃棄物処理実行計画の策定</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 発災前に策定した処理計画をもとに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を策定する。</li><li>● 発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を策定する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。</li><li>● 冬季に発災した場合、収集運搬・処理のスピードの低下を考慮した実行計画を策定する。</li></ul>
<b>3 仮置場の開設</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平時に調査した仮置場の候補地リストの中から選定し、仮置場を開設する。</li><li>● 仮置場を設置したときには、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込み禁止物等を明確にした上で広報を行う。</li></ul>
<b>4 災害廃棄物の処理</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害廃棄物ごとに処理と再生利用、処分の手順を定める。</li><li>● 仮置場に排出された災害廃棄物を最終処分場へ搬出する。</li><li>● 分別品目の種類は、平時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決定する。</li><li>● 害虫駆除や悪臭対策に当たっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。</li><li>● 緊急性のある災害廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。</li><li>● 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、廃棄物処理特例地域に指定されたときは、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。</li></ul>

## 第17節 災害ボランティアの活用

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害発生時には全国から各種団体、個人ボランティアの申出があり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに早期の復旧につながる。</li> <li>● ボランティアによる支援を行う際は、ボランティアの安全確保と地域ニーズに即した支援活動に留意する。</li> </ul>
担当	秘書報道広聴部、第1・2救援対策部、医療救護対策部、物資食糧対策部
連携先	市社会福祉協議会

▶マニュアル編：Pマ-131

実施内容	
1	災害ボランティアセンターの設置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害ボランティアセンターの設置が必要と判断した場合、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。</li> <li>● 市民活動センターにボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。</li> <li>● 災害ボランティアセンター設置及び運営は別途定める苫小牧市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルによる。</li> </ul>
2	ボランティアの活動連絡
	● ボランティア活動の支援を必要とする部班は、災害ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。
3	ボランティアの受入れ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンター内に窓口を設置して行う。</li> <li>● 必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</li> </ul>



<災害ボランティアセンターの組織>

## 第18節 要配慮者への対応

<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に関係機関と連携し、要配慮者の安否確認、避難支援、指定避難所・福祉避難所の運営、巡回ケア、相談窓口設置等を実施する。</li> <li>● 事前に整備された名簿や個別避難計画を活用し、関係機関と連携して柔軟かつ臨機応変な支援体制を構築・運用することに留意する。</li> </ul>
<b>担当</b>	秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、避難対策部、第1・2救援対策部、医療救護対策部
<b>連携先</b>	道、警察署、自主防災組織、施設管理者、市社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体、介護・障がい者サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、医師会、保健所

### 第1 要配慮者の安否確認・避難支援

▶マニュアル編：Pマ-133

実施内容	
1	要配慮者の安否確認
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者利用施設の施設管理者及び施設利用者の安否の確認を行う。</li> <li>● 自主防災組織、町内会その他福祉関係団体等と協力し、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</li> </ul>
2	要配慮者の避難支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行う。</li> <li>● 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。</li> <li>● 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</li> <li>● 在日外国人や旅行者等に対し、多言語による情報発信を実施する。</li> </ul>

## 第2 避難所の要配慮者の援護

▶マニュアル編：Pマ-135

実施内容	
1	要配慮者の把握
●	避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。
●	避難者リストのうち、要配慮者が分かるよう整理する。
●	本人の希望に応じ、身に着けることで配慮が必要であることが容易に確認できるものを配布する（例：聴覚障がいや視覚障がいであることが分かるカードを配布）。
●	要配慮者への支援に必要な物資やニーズをとりまとめて要請し、支援を行う。
2	要配慮者専用施設等への移送
●	避難所の生活スペースにおける避難生活が困難な要配慮者に向けて、福祉スペースを確保し、生活に配慮する。
●	要配慮者の専用スペースが必要と判断した場合は、次のスペースの確保を施設管理者に依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時における福祉避難所施設に関する協定」等により指定した福祉避難所</li> <li>・社会福祉施設等</li> <li>・市施設（ベッドが置ける施設）</li> </ul>
●	要配慮者の負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、上記施設に移送する。
3	福祉避難所の開設、運営
●	指定避難所における避難者のうち、福祉避難所への移送が必要な要配慮者がいる場合、又は、一般の避難者との共同生活が難しい要支援者がいる場合、福祉避難所運営マニュアルに従い、必要に応じて福祉避難所を開設、運営する。
●	福祉避難所の開設期間は指定避難所が閉鎖するまでとし、延長が必要な場合は施設との協議により決定する。
●	福祉避難所の開設を決定した場合、第1・2救援対策部から福祉避難所担当職員を配置し、要配慮者から健康相談を受ける等、福祉避難所全体の健康管理を実施する。
●	関係機関と連携し、福祉避難所において要配慮者の支援を行う人員を確保する。
●	指定避難所から福祉避難所へ要配慮者を移送する場合は、原則として、要配慮者本人及びその家族が市及び自主防災組織等による支援を受け移送する。

### 第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

▶マニュアル編：Pマ-138

実施内容
1 巡回ケア
● 在宅での生活が可能と判断された在宅要配慮者の生活実態を的確に把握する。 ● 関係機関や災害ボランティアによる避難所や在宅要配慮者の巡回体制を構築し、健康診断、健康相談、生活介助等を実施する。
2 広報
● 要配慮者への支援活動の概要を広報する。 ● 障がい者や外国人等、情報収集に配慮が必要な者への広報を行う。
3 相談窓口の設置
● 市社会福祉協議会やカウンセラー、災害ボランティア等と連携し、生活相談窓口、外国人向け相談窓口等を開設する。

### 第4 要配慮者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

▶マニュアル編：Pマ-140

実施内容
1 福祉仮設住宅の供給計画
● 応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。 ● 必要に応じて、要配慮者のニーズを把握し、福祉仮設住宅を設置する。
2 福祉仮設住宅の災害弱者ケア対策
● 福祉仮設住宅を開設した場合は、福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営を行う。 ● 医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策を行う。

## 第19節 公共機関・施設の応急対策

<b>基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害時には、水道・下水道・電気・電話・ガス・鉄道の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」「個別危機対策マニュアル」等に基づいて、被害状況の把握、迅速な応急復旧を行う。</li> <li>● 各機関は、被害状況の的確な把握と優先順位の判断を行い、市民の生活や安全に直結する重要インフラの早期復旧に留意する。</li> </ul>
<b>担当</b>	秘書報道広聴部、総括部、土木建築対策部、上下水道対策部、施設を所管する部
<b>連携先</b>	道、協定締結先自治体、道路管理者、苫小牧港管理組合、関係事業者、北海道電力ネットワーク、NTT、苫小牧ガス、JR北海道、各施設

### 第1 上水道の応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-141

実施内容	
1	上水道施設の応急対策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、災害に際しては速やかに応急復旧し、市民に対する水道水の供給に努める。</li> <li>● 上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</li> <li>● 応急対策として、被害調査を実施し、漏水を確認したときは、バルブ操作により水道水を確保する。</li> <li>● 配水管等の被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。</li> <li>● 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。</li> </ul>
2	上水道施設の復旧対策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復旧体制を確立するため、上下水道部が所有する資機材や、自衛隊、公共団体、民間企業、他の市町村等の関係機関に応援要請を行い、必要なリソースを確保する。</li> <li>● 断水状況、開設している給水所、節水のお願い、復旧見込み等の情報を広報車、ホームページ等により市民に発信する。</li> </ul>

## 第2 下水道の応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-143

実施内容	
1	下水道施設の応急対策
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、災害に際しては速やかに応急復旧を行う。</li><li>● 上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</li><li>● 応急対策として、被害調査を実施する。</li><li>● 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。</li><li>● 汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。</li><li>● 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。</li></ul>
2	下水道施設の復旧対策
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 復旧体制を確立するため、上下水道部が所有する資機材や民間企業、他の市町村等の下水道事業者の協力を得て必要なリソースを確保する。</li><li>● 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限に留めるよう状況に応じた措置をとることを指示する。</li><li>● 市民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置、復旧見込み等を広報する。</li></ul>

## 第3 電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-145

実施内容	
1	電気・通信・ガス・鉄道等施設の応急・復旧対策
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各事業者は、災害によりライフラインや鉄道等が停止又は停止するおそれがあるときは、各社が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。</li><li>● 市は、各事業者が行う措置に協力する。</li></ul>

## 第4 道路・橋りょうの応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-146

実施内容	
1	道路施設の応急対策
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。</li><li>● 市が管理する道路施設については、災害が発生した場合に次の事項を中心に道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間</li><li>・ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点</li><li>・ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無</li></ul></li><li>● 被害状況調査の結果、市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。</li><li>● 通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。</li><li>● 必要に応じて自衛隊、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。</li><li>● 道路を塞いでいる損壊建物等の撤去に伴い発生した災害廃棄物等については、仮置場等へ搬入する。</li><li>● 廃建材等に石綿が混入されているおそれがあるときは、他の災害廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講ずる。</li></ul>	
2	道路施設の復旧対策
<ul style="list-style-type: none"><li>● 被害を受けた市道について市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。</li><li>● 道路の応急復旧が困難な場合は、道、自衛隊に対し応援を求める。</li><li>● 道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。</li></ul>	

## 第5 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-147

実施内容
<b>1 河川・海岸施設の応急・復旧対策</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設の管理者は、災害が発生した場合に河川、海岸の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。</li><li>● 津波や洪水によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。</li><li>● 河川等に障害物がある場合は、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合に、除去する。</li></ul>
<b>2 指定地の警戒活動</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 管理者は、地すべり、土砂災害警戒区域等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。</li><li>● がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。がけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。</li><li>● 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。</li><li>● 大規模な地震、津波被害を受けた場合、地盤沈下により、浸水しやすい地形になる場合があるため、出水期等以後の河川水位の情報に注意する。</li><li>● 二次被害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策を講ずる</li></ul>

## 第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

▶マニュアル編：Pマ-148

実施内容
<b>1 その他の公共施設の応急・復旧対策</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難対策の実施</li><li>・ 混乱の防止</li><li>・ 施設入所者の人命救助</li><li>・ 本部への通報</li><li>・ 施設が被災した場合、安全確保のため立入り禁止措置</li><li>・ 施設の応急復旧活動の実施</li></ul></li></ul>

## 第20節 応急教育活動

基本方針	● 災害時、学校等の施設では、園児・児童・生徒の安全確保を行うとともに、避難所開設への協力と、速やかな教育活動の再開に向けた活動を行う。
担当	秘書報道広聴部、第2救援対策部、文教対策部
連携先	学校、保育園、自主防災組織、警察署、道

### 第1 学校の災害直後の措置

▶マニュアル編：Pマ-149

実施内容	
1	校舎等の緊急点検
●	学校長及び教職員は、校舎等の被害状況の把握等の緊急措置を行い、文教対策部を通じて本部に報告する。
●	市は、必要に応じて人員や物資を派遣する。
2	児童・生徒、教職員の安否確認
●	学校長及び教職員は、児童・生徒の安否確認等の緊急措置を行い、文教対策部を通じて本部に報告する。
●	学校長は、必要に応じて児童・生徒の保護者への引き渡し、集団下校、休校等の措置を適切に行う。
●	市は、学校長と連携し、各学校の対応をとりまとめる。

## 第2 応急教育の実施

▶マニュアル編：Pマ-151

実施内容
<b>1 施設・職員の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえ、応急教育の実施場所を確保する。</li><li>● 市は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、道への協力要請（北海道災害時学校支援チームの派遣、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の活用）、民間教育機関の協力支援等、必要な措置を講ずる。</li></ul>
<b>2 応急教育の実施</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 市及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行う等、応急教育の実施に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。</li><li>● 通学路その他安全について遺漏のないように指導する。</li><li>● 集団登下校の際は、地域住民、関係機関・団体、保護者の協力を得るようにする。</li></ul>
<b>3 学用品の調達及び給与</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。</li><li>● 災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。</li><li>● 災害救助法の適用の有無に関わらず、本部長が教育長に調達を指示し、文教対策部が指定業者から調達する。</li><li>● 費用の限度は、被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。</li></ul>

## 第3 避難所開設への支援

▶マニュアル編：Pマ-153

実施内容
<b>1 避難所開設への支援</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を開放し、避難収容に協力する。</li><li>● 施設の利用等について、避難所に派遣された職員と協議し、運営に協力する。</li><li>● 教職員は、市職員ではないため、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。</li></ul>

## 第4 保育園の災害直後の措置

▶マニュアル編：Pマ-154

実施内容	
1 園舎等の緊急点検	
● 保育園長及び職員は、園舎等の被害状況の把握等の緊急措置を行い、第2救援対策部を通じて本部に報告する。	
● 市は、必要に応じて人員や物資を派遣する。	
2 園児、職員の安否確認	
● 保育園長及び職員は、園児の安否確認等の緊急措置を行い、第2救援対策部を通じて本部に報告する。	
● 保育園長は、必要に応じて園児の保護者への引き渡し、休園等の措置を適切に行う。	
● 施設内で園児の救護が必要な場合、原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。	
● 市は、園長と連携し、各園の対応をとりまとめる。	

## 第5 応急保育の実施

▶マニュアル編：Pマ-155

実施内容	
1 応急保育の実施	
● 園長は、次のとおり応急保育を実施する。	
・ 職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。	
・ 保育園の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。	
・ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育園において保育する。	
● 市は、応急保育について、保護者に周知する。	

## 第21節 農林漁業対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に農林漁業の被害調査、飼料確保、防疫活動等を関係機関と連携して迅速かつ的確に実施する。</li> <li>● 農林漁業の被害への対応が遅れることで、衛生上の課題が生じる可能性があるため、速やかかつ適切な対応が重要である。</li> </ul>
担当	土木建築対策部、産業輸送対策部
連携先	道、苫小牧港管理組合

### 第1 農林漁業の被害の調査

▶マニュアル編：Pマ-156

実施内容
1 農林漁業の被害の調査
● 道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業用施設の被害調査を行う。

### 第2 飼料の確保

▶マニュアル編：Pマ-157

実施内容
1 飼料の確保
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料の確保に協力する。</li> <li>● 確保できないときは、胆振総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあつせんを要請する。</li> </ul>

### 第3 農林漁業施設の防疫

▶マニュアル編：Pマ-158

実施内容
1 農林漁業施設の防疫活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作物及び家畜の伝染病の予防、被災した農林漁業施設の防疫、被災地の林野の病害虫の防疫等の防疫活動を促進する。</li> </ul>
2 死体獣畜
● 死体獣畜の処理については、本編第3章第16節第2「被災地の防疫活動」に準ずる。

## 第2節 大規模事故災害対策

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模事故災害が発生した場合、発生した被害に対する対策にあわせて、二次災害の発生を防止する必要がある。</li> <li>● 各災害の状況に応じて柔軟かつ確実に対応することに留意する。</li> </ul>
担当	全部全班
連携先	道、警察署、海上保安署、苫小牧港管理組合、胆振東部森林管理署、苫小牧広域森林組合、苫小牧漁業協同組合

▶マニュアル編：Pマ-159

実施内容	
1	災害対策本部の設置
●	事故状況等に応じて必要な配備体制をとり、救助・救護等に必要な部班を動員する。
●	必要な場合は、現地に現地事故対策本部を設置する。
2	緊急避難
●	大火、ガス・化学物質の漏えい等の場合は、警察署と協力して市民に避難を指示する。
●	避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。
3	応急活動
●	警察署、海上保安署等の関係機関と連携し、各機関の防災計画に基づき、応急活動を行う。
●	大規模事故対策として必要な応急活動は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道・自衛隊・ボランティアへの応援要請…本編第3章第6節、第17節を参照</li> <li>・傷病者の救出・搬送 …本編第3章第8節を参照</li> <li>・災害現場における応急医療 …本編第3章第9節を参照</li> <li>・遺体の安置 …本編第3章第10節を参照</li> <li>・乗客等の避難誘導 …本編第3章第11節を参照</li> <li>・避難所の開設・運営 …本編第3章第11節を参照</li> <li>・避難者への食料、必需品の供給 …本編第3章第11節を参照</li> <li>・被災者の他地区への移送 …本編第3章第11節を参照</li> <li>・他地区からの被災者の受入れ協力 …本編第3章第11節を参照</li> <li>・現場の警戒 …本編第3章第13節を参照</li> </ul>
●	特に林野火災が発生した場合には、関係機関と連携し、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。
●	林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

<災害別に対応すべき項目>

● 海上災害

- ・船舶等の災害防止
- ・流出による災害防止
- ・船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索
- ・消防活動
- ・緊急輸送
- ・海上治安の維持

● 林野災害

- ・林野火災の発生原因の調査
- ・調書の道への報告

## 第23節 災害救助法の適用

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助法の適用により、避難所の設置や食料・水の提供、応急仮設住宅の供与、福祉サービスの提供等、被災者の生活支援を迅速かつ制度的に行うことが可能になる。</li> <li>● 災害救助法の適用が遅れた場合、避難所の設置や支援体制の整備に支障をきたすため、迅速かつ的確な適用手続に留意する。</li> </ul>
担当	総括部
連携先	道

### 第1 災害救助法の適用手続

▶マニュアル編：Pマ-160

実施内容	
1	災害救助法の適用手続
●	市域内の災害が災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、市長は直ちにその旨、胆振総合振興局長を経由して道知事に報告する。
●	その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生の日時及び場所</li> <li>・ 災害の原因及び被害の状況</li> <li>・ 適用を要請する理由</li> <li>・ 適用を必要とする機関</li> <li>・ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>
●	被害程度の判断は、別に示す被害の判定基準によって行う。 ▶資料編：＜4＞情報収集・連絡関係 5 災害情報等報告取扱要領
2	適用要請の特例
●	災害の事態が急迫して、道知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受ける。
3	特別基準の適用申請
●	災害救助の程度及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。
●	災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合、特別基準の適用を申請できる。
●	適用申請は道知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

<災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項1～4）>

該当条項	適用基準
第1項の1	市内の住家が滅失した世帯：100世帯以上
第1項の2	道内の住家が滅失した世帯：2,500世帯以上 かつ市内の住家が滅失した世帯の数：50世帯以上
第1項の3 (前段)	道内の住家が滅失した世帯：12,000世帯以上 かつ市内の住家が滅失した世帯：多数
第1項の3 (後段)	災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする 特別の事情がある場合で、かつ市内で多数の世帯の住家が滅失した場合
第1項の4	多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当する場合

<滅失世帯数の算定（災害救助法施行令第1条第2項）>

住家被害状況	滅失住家1世帯に換算する世帯数
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	2世帯
床上浸水	3世帯

## 第2 救助の実施

▶マニュアル編：Pマ-161

実施内容	
1	救助の実施
●	災害救助法の適用後の救助業務は、道知事が実施者となり、市長は、道知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。
●	道知事から委任された事項については、市長が実施する。
●	救助の実施に当たって、各部班に関係書類の作成を指示し、整理を実施する。
●	整理した内容を道災害対策本部に報告する。
▶	資料編：＜6＞ 救援・救護関係 16 災害救助法による救助の内容等
▶	資料編：＜6＞ 救援・救護関係 17 災害救助法様式

### ＜災害救助法による救助項目と救助期間＞

	救助項目	救助期間
1	避難所の設置	7日以内
2	応急仮設住宅の供与	着工：20日以内
3	炊き出しその他による食品の供与	7日以内
4	飲料水の供給	7日以内
5	被服、寝具その他生活必需品の供与・貸与	10日以内
6	医療・助産	医療：14日以内 助産：7日以内
7	福祉サービスの提供	7日以内
8	被災者の救出	3日以内
9	住宅の応急修理 (住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	10日以内
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	3か月以内 国の災害対策本部が設置された場合：6か月以内
10	学用品の給与	教科書：1か月以内 文房具及び通学用品：15日以内
11	埋葬	10日以内
12	死体の搜索	10日以内
13	死体の処理	10日以内
14	障害物の除去	10日以内

※実施期間は災害発生の日から起算する。